

（仮称）第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画
素案

令和7年12月

藤沢市

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 経緯と趣旨.....	1
2 位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 基本的事項など.....	3
1 子どもの居場所の定義.....	3
2 藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」.....	4
(1) 子どもの権利を守る居場所づくり.....	4
(2) 子どもが主役の居場所づくり.....	4
(3) 安全・安心な居場所づくり.....	4
(4) 地域における多様な子どもの居場所づくり.....	5
第3章 子どもの居場所の状況.....	6
1 子どもを取り巻く環境や居場所の状況.....	6
(1) 統計データによる把握.....	6
(2) 子どもを対象とした意見交換会（ワークショップ）による把握.....	12
(3) 民営の子どもの居場所に関わる活動団体へのヒアリング調査による把握.....	15
(4) 地区ごとに見た子どもの居場所.....	18
2 子どもの居場所づくりにおける課題.....	20
(1) 子どもと大人の意識の隔たり解消に向けた仕組みづくり.....	20
(2) 担い手の確保と活動の持続性の確保.....	20
(3) 活動基盤の安定化.....	20
(4) 子どもの居場所に関する情報の集約化とマッチング機能の強化.....	21
(5) 子どもの居場所に関わる様々な主体同士の連携強化.....	21
(6) 居場所における多様なニーズへの対応強化.....	21
第4章 市が推進する居場所づくりについて.....	23
1 第1期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の評価.....	23
2 本計画の体系図.....	24
3 計画の目指す方向.....	25
(1) 子どもの意見を尊重した居場所づくり.....	25
(2) 多様な居場所の充実に向けた連携強化.....	25
4 市が推進する居場所づくりにおける対象範囲・推進の視点.....	26
(1) 対象範囲.....	26
(2) 推進の視点.....	26
5 市が推進する居場所づくりの事業.....	27
(1) ライフステージごとの居場所.....	27
(2) すべての子どもを対象とした居場所.....	46
(3) 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所.....	54
(4) 官民連携・支援による子どもの居場所.....	59
(5) すべての市民が使える施設における子どもの居場所.....	65
第5章 計画の推進に向けて.....	67
1 推進体制.....	67

2 進捗管理	67
3 計画の指標	68

第1章 はじめに

1 経緯と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など家庭や地域をとりまく環境の変化に伴い、子育て当事者の子育てに対する不安や負担感が高まっています。また、子どもにとって、学童期・思春期・青年期は心身が大きく成長し、自己肯定感や社会性を育み、アイデンティティを形成していく重要な時期です。生まれ育つ環境に左右されず、健やかに成長し、自らの未来を切り拓く力を育むためには、多くの子どもの生活の中心となっている家庭や学校だけでなく、安全・安心に過ごし、自分らしくいられる居場所は重要で、特に放課後の時間や様々な葛藤を抱える思春期の多様なニーズに対応できる居場所づくりの取組は必要不可欠なものとなっています。

藤沢市（以下、本市という。）では、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の下で取り組む放課後児童クラブの整備計画を軸として、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画である「藤沢市子ども共育（ともいく）計画」を補完する「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を2020年（令和2年）に策定して、就学児童の居場所づくりを推進してきました。

国が2023年（令和5年）12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下、国の指針）では「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠」であると示すとともに、その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、子ども自身が決めることであるとし、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら進めることを、子どもの居場所づくりの根幹に据えています。更に、より質の高い子どもの居場所を持続的に確保するためには、行政、民間団体、学校、企業等が分野を超えて連携・協働し社会全体で取り組むことの重要性が示されています。

本市が2025年（令和7年）3月に策定した「藤沢市子ども・若者共育計画」（以下、共育計画という。）では、これまでの国の動向や本市の関連計画との整合を図りつつ「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～」を目指す姿とし、施策の柱の一つに「子ども・若者の居場所の充実」を掲げ、これまでの取組の評価や居場所・居場所づくりの現状や課題、国の方向性等を踏まえて「子どもの居場所づくり推進計画」を見直し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめた「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」（以下、本計画という。）を策定することになりました。

本計画における「こども」「子ども」の取扱い

共育計画の補完計画という性質を鑑み、対象を明確化させるため、「こども基本法」など法令等に基づく表記が必要な場合を除き、原則として「子ども」と表記します。

2 位置づけ

本計画は共育計画を補完する計画であり、放課後児童クラブの整備計画を内包し、多様な観点で広がりを見せる子どもの居場所づくりに関する考え方や取組、支援策についての方向性を示すものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は、終期を共育計画に合わせ、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの4年間とします。

なお、本計画は各年度において進捗管理を行い、共育計画と同様、中間年を目安として必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画は、子どもが自らの意志で居場所にいくことができる学童期（6～12 歳）、思春期（13～15 歳）及び青年期（16～18 歳）の子どもの居場所と居場所づくりを主な対象としますが、子どもの居場所を広げるという観点から、他のライフステージの方を対象とした居場所事業や施設等を含む場合があります。

第2章 基本的事項など

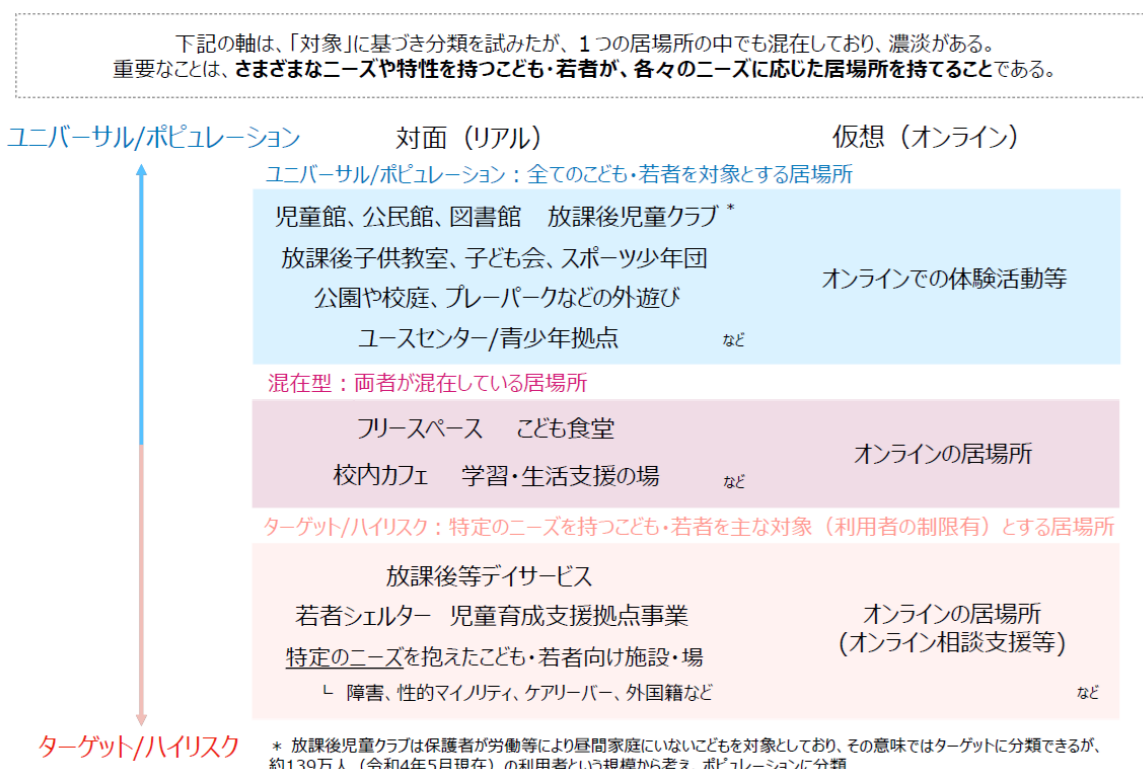
1 子どもの居場所の定義

本計画における「子どもの居場所（市内で行われる民間の子どもの居場所も含む）」の定義は、国の指針を参考に、子どもが落ち着ける「場所」や、そこにいる「時間」、誰かと一緒に居たり、話をしたりする「人との関係性」を含んだものとし、従来の物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間など、本人がそこに居たいと思う気持ちを尊重し、そのように感じる場や対象すべてを居場所と捉え「子どもが自分らしくいられて、居心地の良さを感じることができる安全・安心な空間」とします。

本市の施設や事業の整備・運営における「子どもの居場所」の範囲については「第4章 市が推進する居場所づくりについて」の「4 市が推進する居場所づくりにおける対象範囲・推進の視点」において、改めて記載します。

子どもが自分らしくいられて、
居心地の良さを感じることができる
安全・安心な空間

図表2-1 国が示す子どもの居場所の分類（例）



（出典：「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書概要」（令和5年3月））

2 藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」

子どもが自分の居場所と感じられる環境を確保するためには、市等の公的機関が管理・運営する居場所に限らず、市民団体や企業など多様な主体が運営する居場所も含め、子どもにとって安心でき、よりよい子どもの居場所をつくることをともに目指していくことが大切です。国が示す基本的な考え方を基に、藤沢で子どもの居場所づくりに関わるすべての方と共有したい視点を本市の基本姿勢として以下に示します。

(1) 子どもの権利を守る居場所づくり

- 児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約という。）の理念に基づき、すべての子どもの権利を尊重・保障すること
- 子どもの権利保障が、自己肯定感や他者への信頼感、社会性の基盤となるということ
- 居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、守る責務があること
- 居場所は子どもの成長に極めて重要な役割を果たすもので、居場所を持つことは子どもの権利でもあること
- 子どもが困っていたり辛いと感じていたりすることを居場所に関わる大人がキャッチしたときは必要に応じて相談窓口などにつなげられること

(2) 子どもが主役の居場所づくり

- 子どもが「居心地が良い」と感じるということが重要であること
- 子どもの好奇心に応える居場所であること
- 子どもの意見を聴取し、活動に反映する取組が必要であること
- 子どもの意見聴取の仕組みを浸透させ、子どもが主役となる環境をつくること
- 多様な子どもが参画できる配慮や、意見反映のフィードバックも求められること
- 居場所への参加は子どもの任意であること（子どもの行きたい・居たい・やってみたいという気持ちを後押ししつつも、行きたくない・居たくない・やりたくないという気持ちも尊重される必要があること）
- 子どもが居場所で過ごすことについて必要な情報を得ることができること

(3) 安全・安心な居場所づくり

- すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保することは大人の責務であること
- 子どもによって安全・安心の感覚が異なるため、不安や恐怖を与えない配慮が必要であること
- 子どもとの関わりで得た情報の取扱いは慎重に行うこと

- 子どもが大切にされていると感じられる環境をつくること
- 威圧的態度の排除や障がい児・敏感な子どもへの配慮も重要なこと
- 虐待・性暴力から子どもを守ることを認識すること
- 子どもの安全・安心を脅かす事象を発見した場合には、迅速かつ適切に関係機関につなげられること

(4) 地域における多様な子どもの居場所づくり

- すべての子どもにとって居場所は重要であることから、子どもが自分で行くことができる身近な居場所とあわせて子どもの特性に配慮した多様な居場所づくりが必要なこと
- 地域の多様な主体（市民団体、企業など）による居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを見守り育てる体制づくりを進めること
- 地域の居場所同士や行政との連携・協働により、子どもの育ちを支えるネットワークを構築すること

子どもの権利条約と子どもの居場所づくり

子どもの権利条約は、1989年（平成元年）に国連で採択され、日本は1994年（平成6年）に批准しました。これは、すべての子どもが健やかに成長し、個人として尊重される権利を持つことを国際的に約束するものです。

同条約では、子どもの権利について、大切な4つの考え方を示しています。

- ①差別のないこと
- ②命を守られ成長できること
- ③子どもにとって最もよいこと
- ④意見を表明し参加できること

子どもの居場所づくりにおいて特に重要になる考え方が、「②命を守られ成長できること」と「④意見を表明し参加できること」です。

子どもの居場所は、子どもが「ありのままの自分でいられる」「安心して休息できる」「自分の意思で過ごし方を選択できる」場所であることが求められます。また、子どもの主体性を育むために、意見を表明し参加することが重要視されます。

大人は、子どもから出された意見を聴くだけでなく、運営や活動に反映させるプロセスを明確にし、フィードバックすることが必要です。

こうした姿勢こそが、子どもたちの自己肯定感を育み、子どもの居場所を子どもとともに作り上げる場へと進化させる鍵となります。

第3章 子どもの居場所の状況

1 子どもを取り巻く環境や居場所の状況

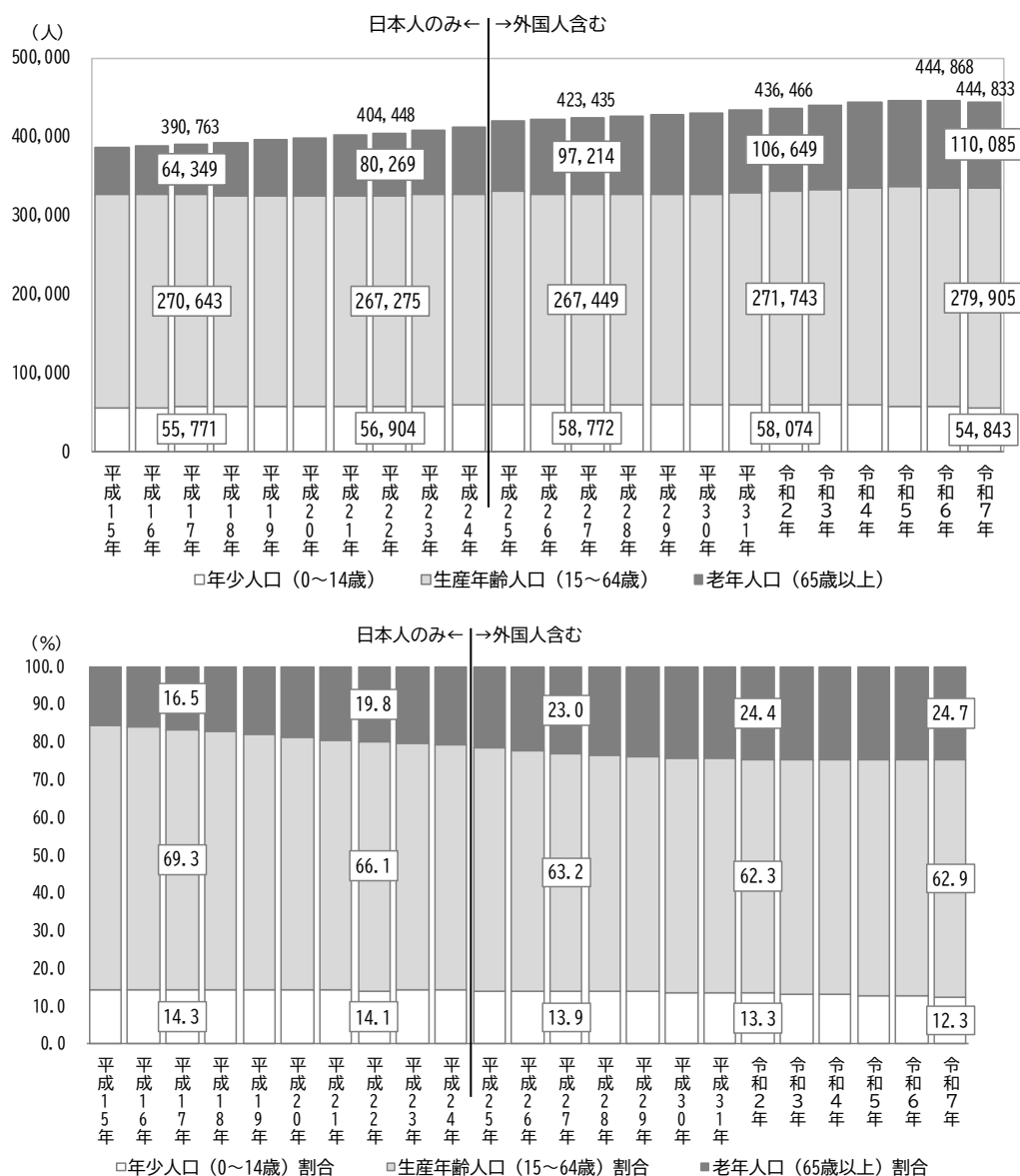
(1) 統計データによる把握

ア 総人口（年齢階層別）推移

本市の総人口の推移をみると、長期的には増加を続けてきましたが、2025年（令和7年）には、前年比35人減少の444,833人となっています。

年齢階層別割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合は減少傾向にあり、2025年（令和7年）には12.3%となっています。

図表3-1 総人口（年齢階層別）、年齢階層別割合の推移



資料：藤沢市「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年4月1日）

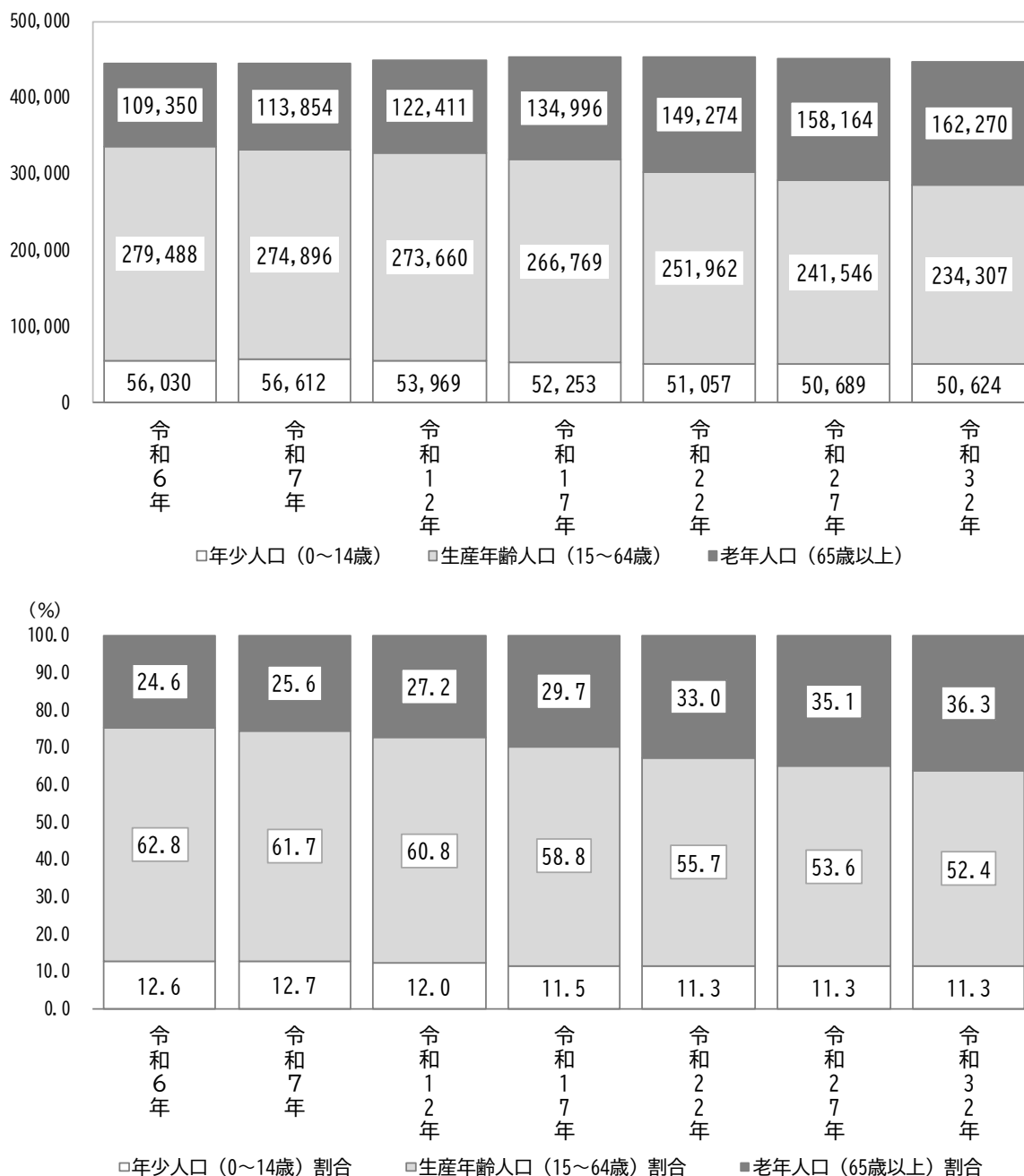
※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

イ 将来人口（年齢階層別）推計

本市の将来人口推計を見ると、2035 年（令和 17 年）までは増加傾向が続きますが、2040 年（令和 22 年）には減少傾向に転じると推計されています。

年齢階層別割合推計をみると、年少人口（0～14 歳）割合は 2035 年（令和 17 年）には 11% 台となり、その後ほぼ横ばいとなることが見込まれます。

図表 3-2 将来人口（年齢階層別）推計、年齢階層別割合推計の推移



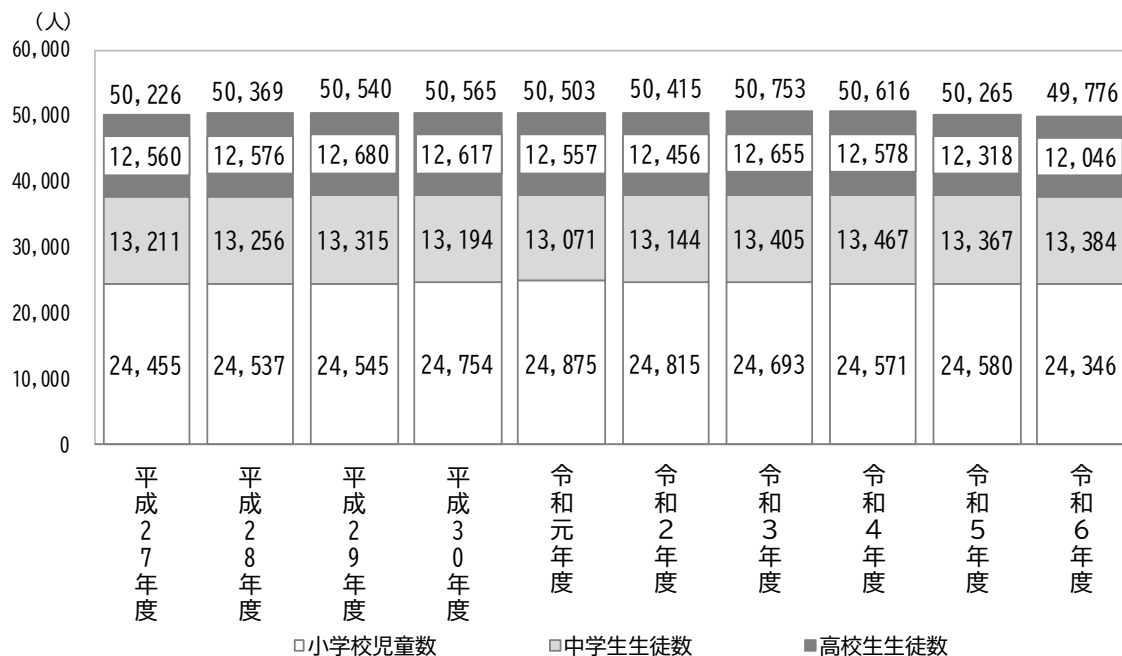
資料：藤沢市「藤沢市の年齢別人口（住民基本台帳による）」（令和 6 年 4 月 1 日時点）、「藤沢市将来人口推計調査業務委託報告書」（令和 5 年 3 月公表）

※将来人口推計の基準年は 2020 年（令和 2 年）。

ウ 就学児童数・生徒数

本市の就学児童数・生徒数の推移を見ると、2023 年度（令和5年度）までは5万人台でしたが、2024 年度（令和6年度）には5万人を下回り、49,776 人となっています。

図表3-3 就学児童数・生徒数の推移

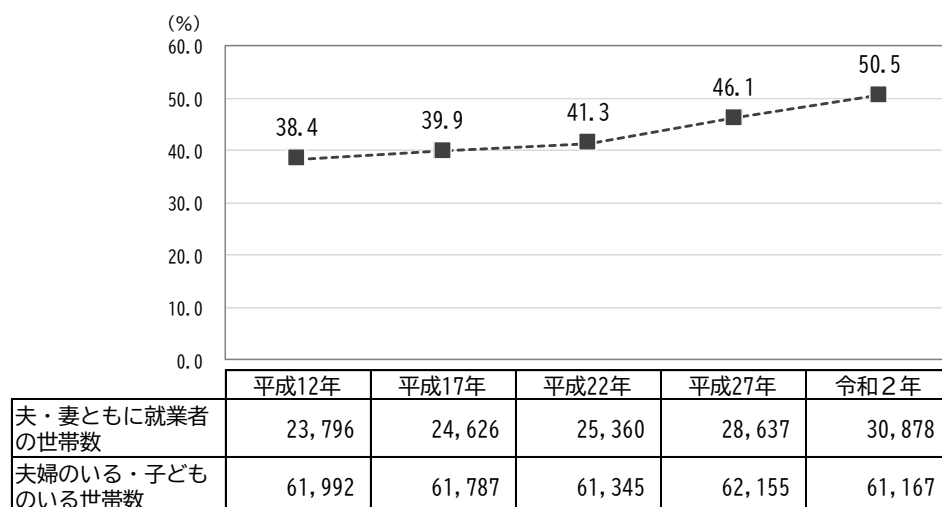


資料：文部科学省「学校基本調査」（各年度）をもとに図表化。

エ 共働き世帯の割合

本市の共働き世帯の割合は、増加傾向にあり、2020 年（令和2年）には50.5%となっています。

図表3-4 共働き世帯の割合の推移



資料：総務省「国勢調査」をもとに図表化。

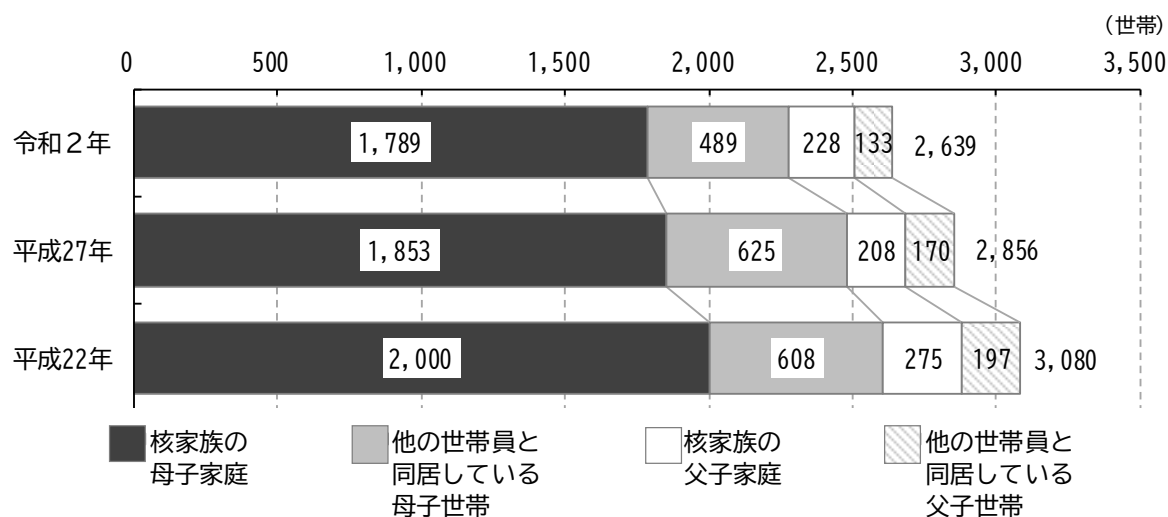
※共働き世帯の割合（%）＝夫・妻ともに就業者の世帯数÷夫婦のいる・子どものいる世帯数×100

オ ひとり親世帯数

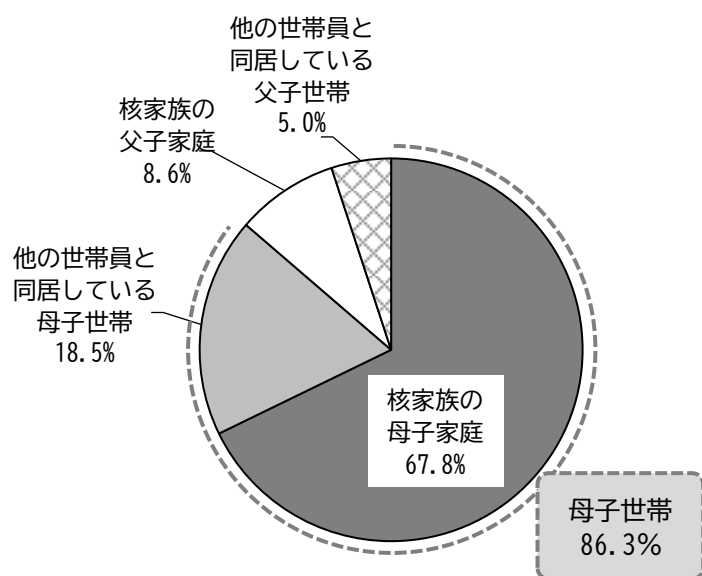
本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、2015年（平成27年）と比較すると、2020年（令和2年）は約7.6%減少し2,639世帯となっています。

ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の86.3%を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。

図表3-5 ひとり親世帯数の推移、令和2年のひとり親世帯の割合



ひとり親世帯数（2,639世帯）



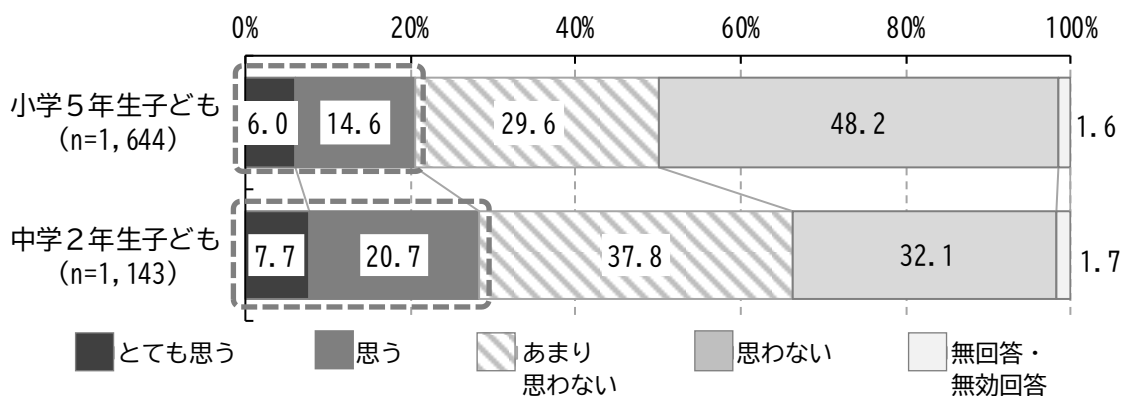
資料：総務省「国勢調査」をもとに図表化。

※図の「核家族の母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「うち18歳未満世帯員のいる一般世帯」を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「うち18歳未満の世帯員のいる一般世帯」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯は、ここに含まれないという点に留意が必要。

カ 子どもが「ひとりぼっちだと感じること」の有無

本市で過年度実施した小学5年生及び中学2年生向けの調査結果をみると「ひとりぼっちだと感じることもある」という設問に対して、小学5年生では20.6%、中学2年生では28.4%が「感じることもある」（「とても思う」「思う」の合計）と回答しています。

図表3-6 子どもが「ひとりぼっちだと感じることもある」の割合

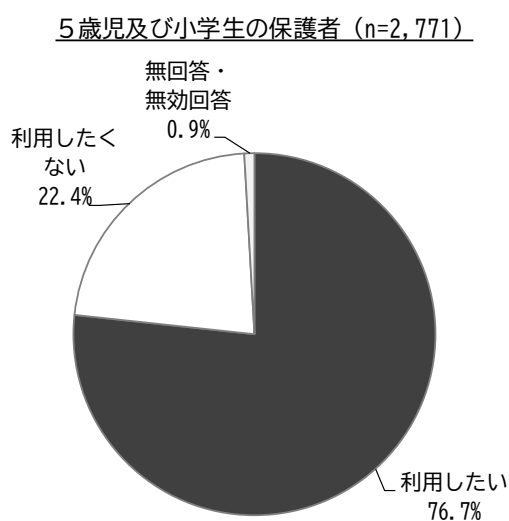


出典：「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

キ 居場所の提供や学習の支援等に関する保護者の利用意向

本市で過年度実施した5歳児及び小学生の保護者向けの調査結果をみると、「学校に居場所がないことや経済的な理由により学習塾等を利用できない場合、居場所の提供や学習の支援等が受けられる場所があるとしたら、利用したいと思いますか」という設問に対して「利用したい」が76.7%となっています。

図表3-7 居場所の提供や学習の支援等の利用意向

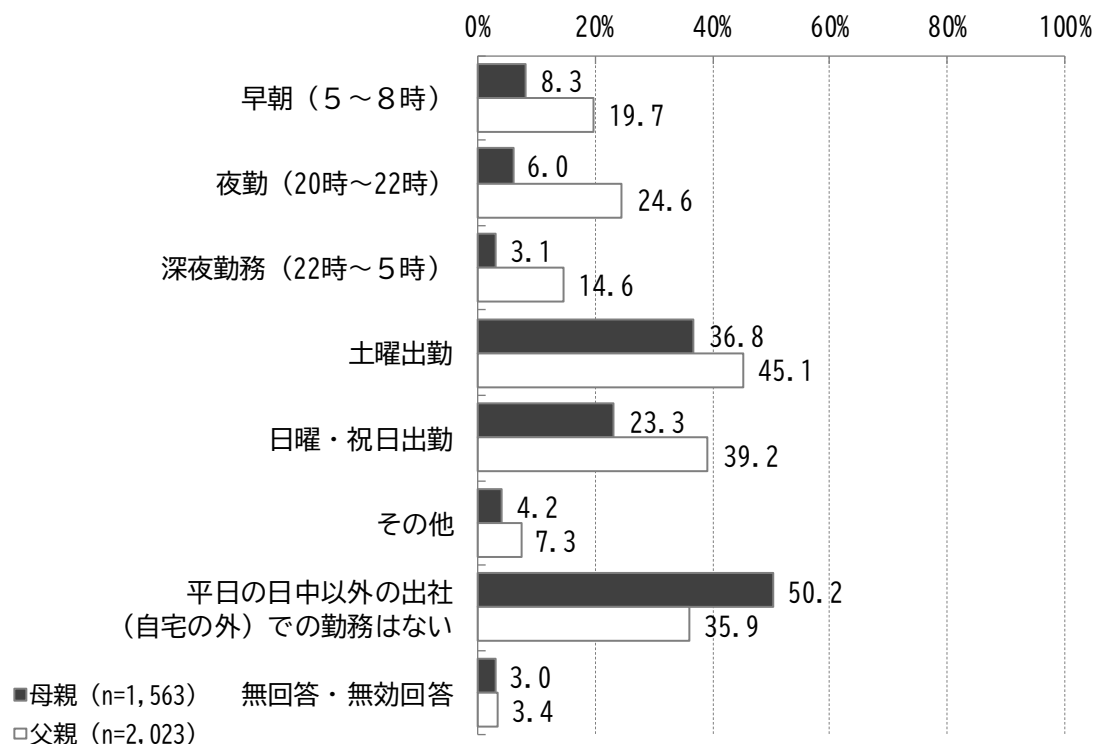


出典：「子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」（2024年（令和6年）3月）

ク 子育てファミリー世帯の就業状況

本市で過年度実施した5歳児及び小学生の保護者向けの調査結果をみると、子育てファミリー世帯の就業状況について、父親では約2割、母親では1割弱で「早朝（5～8時）」での勤務があると回答しています。

図表3-8 子育てファミリー世帯の就業状況



出典：「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024 年（令和6年）3月）

朝の児童見守り事業

子どもの居場所づくりにおける喫緊の課題の一つに、小学校入学時に保護者が直面する「小一の壁」があります。その一つとして、朝の居場所の課題があり、保育園と小学校の開門時間の差により、保護者の出勤時に子どもを預ける場所がないという問題です。この数十分のギャップが、保護者にとって勤務時間の変更や離職を考えるほどの大きな悩みとなっています。

この課題に対し、湘南台の四ツ辻団地自治会では、2024 年（令和6年）4月から会員の共働き世帯を対象に、自治会内にあるコミュニティーハウスで子どもを一時的に預かる取組を始めました。朝 7 時から登校までの約 1 時間、有志が交代で見守り役を担い、学校近くまで送る活動です。2025 年（令和7年）4月からは 2 名の子どもを迎え入れています。

この事業は、子どもたちにとっての朝の学童保育のような役割を果たし、登校までの安全・安心な居場所を提供しています。自治会の有志の主導で始まった先進的な取組ですが、地域の課題解決と地域共生社会の実現に貢献するこの仕組みが、将来的には行政主導で全市的に整備されることへの期待が寄せられています。

（２） 子どもを対象とした意見交換会（ワークショップ）による把握

子どもの意見聴取・意見反映の検討に関する取組として子ども対象の意見交換会（ワークショップ）を開催しました。

子どもたちが意見を言いやすくなる環境づくりの一つとして、子どもの居場所を運営する民間団体と協力して箱庭ゲームを製作し、子どもたちはゲームを通して子どもの居場所について考えました。

図表3-9 子どもを対象とした意見交換会（ワークショップ）の開催概要

開催タイトル	キュンとする子どもの居場所プロジェクト
対象者	○概ね9歳～18歳 ○このワークショップに興味を持ってくれた子ども
開催日時	○2025年（令和7年）8月21日（木） 午後2時～4時 ○2025年（令和7年）8月22日（金） 午前10時～正午
開催場所	藤沢市民会館
参加者数	○8月21日（木） 参加者：13人 ファシリテーター（大学生インターン）：6人 ○8月22日（金） 参加者：27人 ファシリテーター（大学生インターン）：6人
協力・監修	非営利団体ボードゲームでツナグ手（ボドツナ） 代表 長山 陽司 氏

ア ワークショップの目的・手法

「子どもが主役の居場所づくり」を実現するために、子どもたちで考える理想的な居場所と、大人が一般的に考える制約や条件を加えた現実的な居場所を検討し、居場所づくりをする上で子どもが大切に感じていることと大人の考えの隔たりを探ることを目的に実施しました。

参加した子どもを両日とも6グループに分け、箱庭ゲームを行い、子どもの居場所についての意見交換や各グループで意見のまとめを行いました。

イ 子どもたちの意見からみえてきたこと

参加した子どもたちにとって「子どもの居場所」とは、建物や場所ということだけではなく「時間」や「活動を通してできる人とのつながり」が大事な要素となっているという意見

や、多様な使い方ができる空間があることによって、学ぶことや遊ぶことの機会を増やすことができるのではないかという意見もありました。

また、施設を運営する上での「大人の事情（大人の付与する制約、施設の条件、ルール）」や、子どもだけではなく多世代の人が使う施設であることも理解しつつ「子どもの意見だけでなく大人の意見も入ることで、バランスの良い場所になる」という意見もありました。

大人が子どもの意見を聴取し反映するだけでなく、施設を利用する子どもたちに「大人の事情を知って納得できる場」が欲しいという意見があり、子ども自身も子ども側の意見を聴くだけでなく、大人と互いに話し合うことが重要であると考えていることもわかりました。

図表3-10 子どもを対象とした意見交換会（ワークショップ）の参加者の声（一部、抜粋）

- ✓大人の事情で、現実はかなり厳しくはなりましたが、バランスの取れた居場所になったので、より良くするという視点では、子どもの視点だけではなく、大人の視点も大切だと思いました。子どもの意見をより大切にして欲しいとは思いますが、大人の意見を入れてもバランスの良い施設にはなるので、よりこうした施設を、SNS 等を通じて知ってもらうことが大事だと思います。
- ✓運動する時間が居場所にもなります。また、活動する中で生まれる関係性も居場所になります。制限があっても、色々と工夫することで、充実した居場所になると思います。
- ✓大人の事情には、納得できる面もあります。大人の事情で、子ども向けだけでなく、幅広い世代向けの施設になったことは悪いことだとは思いません。子どもと高齢者が交流するきっかけとなる施設になることは良いことだと思います。大人が子どもの要望を十分に理解するとともに、施設を利用する子どもたちも大人の事情への理解・納得ができる機会があると良いです。
- ✓プールや遊ぶ施設も大切だが、目的は多くあった方が、子どもたちは、遊んだり、学んだりできるのではないかと思います。
- ✓大人の事情は、施設の評価が下がらないように配慮しているという考え方もあります。

このワークショップから、これからの居場所づくりの取組には、

- ① 子どもと大人がお互いの気持ちをわかりあえるように、話し合う時間や方法をつくること
 - ② 単にスペースだけでなく、子どもたちの希望にこたえられる、遊びや学びの場所や活動を用意すること
 - ③ 居場所に関する情報を子どもたちの成長段階に合わせた方法で伝えていくこと
- の三点を子どもが求めていることを認識しておくことが必要です。

【民間の子どもの居場所での意見聴取の取組】

子どもの意見を反映した活動・運営

子どもの居場所づくりは、単に場所を提供するだけでなく、子どもが本当に居たい場所であることが求められます。活動内容や運営への子どもの意見反映は、子どもの居場所づくりでは不可欠な要素といえます。

新林小学校区で活動する「みんなの居場所 nico 川名」は、子どもが主役となる運営を実践しています。同団体は、なるべく大人は介入せず、見守りに徹することを基本方針としており、子ども同士の小さなトラブルにも大人が安易に仲裁せず、極力話し合いを促します。その結果、子どもたちは自己決定する力やコミュニケーション能力、主体性を育んでいます。

また、意見を運営に生かす仕組みとして、定期的な「子ども会議」に加え、発言が苦手な子の声も吸い上げるために「やりたいことノート」を設置しています。これにより、普段はあまり発言をしない子の率直な要望も反映される等、具体的な効果が生まれています。

この事例は、大人が聴き役に徹し、子どもの主体性や価値観を尊重する姿勢こそが、居場所の質を高めるために不可欠であることを示唆しています。

(3) 民営の子どもの居場所に関わる活動団体へのヒアリング調査による把握

ア 実施概要

市内で幅広く実施されている、民営の子どもの居場所づくりに関する取組の現状や課題、市との連携や支援、子どもの居場所同士の連携のあり方等を把握することを目的に、子どもの居場所に関わる活動を行っている団体へグループヒアリング調査を実施しました。

図表3-11 民営の子どもの居場所に関わる活動団体へのヒアリング調査の実施概要

調査対象団体	○各地区で子どもを対象として、居場所の事業を実施している民間の団体 ○居場所を目的とした事業ではないが、結果として居場所となっている事業を実施する民間の団体
参加団体数	13 地区、36 団体
実施期間	2025 年（令和7年）8月～10月
実施方法	対面によるグループヒアリング

イ 子どもの居場所に関わる人たちの意見からみえてきたこと

(ア) 大人の意識・行動変革

子どもの居場所づくりにおける大きな課題として、大人の意識や価値観を変えること、及び子どもを主体者として尊重する大人の関わり方を浸透させることの二点があります。

ヒアリング調査の参加者からは「不登校などの問題はすべて大人の問題であり、子どもはもっと伸び伸びと自由に過ごすべき」「大人が考え方や価値観を変え、地域全体を変えていくことが大切」等の意見が挙げられました。これは、居場所としての選択肢を増やすだけでなく、大人が子どもの声に耳を傾けられるように意識変革することが、子どもの居場所づくりの本質であることを示しています。

子どもの居場所では、大人が聴き役・見守り役に徹した関わりが求められます。大人からの行動への指示や、過度な介入は、子どもの自由な発想や主体性を奪うおそれがあり「何もせずに過ごしてもいいよ」という姿勢で、気持ちよく心地よく過ごせる環境を提供することの重要性が指摘されています。

また、子どもから要望を聴くだけでなく、居場所づくりをする上での「大人の事情（運営上の制約など）を理解・納得できる機会」を子どもに提供するなど、双方向の理解と対話を深めることが必要とされています。

更に、子どもが安心できる環境を市内に広げるため「核になる大人の仲間作り」が不可欠との指摘がありました。子どもが「あそこに行けば自分達の話聴いてくれる」と感じられるためには、大人たちも信頼関係を築きながら子どもの居場所づくりにより深く関わることを求められています。

(イ) 連携強化

個人のつながりや熱意からはじまり、不安定だった活動を安定させ持続可能なものとしていくためには、様々な連携とその強化が不可欠です。

「広い体育館を複数の団体が交代制で順番に使えるとよい」等の意見にあるように、活動場所・財源・経験値などの資源（リソース）の確保が困難な団体同士が、補い合い共同・協働して活動しやすい環境づくりをすることが求められています。

また、子どもの居場所の現場からは、子どもが抱える問題を「私たちだけで抱え過ぎない」ための専門機関との連携強化の仕組みが求められています。自分たちの団体だけでは対応することができない支援が必要な子どもの情報を、コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）¹やこども家庭センターと共有し、福祉・教育分野等の専門機関と円滑に連携できるようにすることが重要となっています。

持続可能な団体活動につなげていくためには、助成金に依存しない資金調達の仕組みづくりへの期待が寄せられています。民間企業が、子どもの居場所への支援に乗り出し、様々な団体と連携できるよう、行政が旗振り役となり新しい財源確保の仕組みの構築に向けて連携を強化することは、活動の持続可能性を高める上での基盤となるものとして、大きく期待されています。

(ウ) 情報収集用のプラットフォーム構築と団体情報の発信力の強化

子どもの居場所づくりに関する情報が分散し、必要とする利用者や協力者、他団体に適切に届いていないことが、団体活動の広がりを阻む大きな問題点となっています。

まず、子どもの居場所に関する情報の集約が求められます。参加者からも、「アクセスすると、料金やスタッフ、内容、施設でやっていること等が全部一覧になっていてわかる」ようなワンストップのプラットフォームが要望されています。

次に、子どもの居場所に特化したコンシェルジュ機能が求められています。保護者が直面する問題は複雑化しており「この子にはこれが合う、合わない」といった多様性に対応できる案内役が重要視されます。保護者が学校に相談しても情報がない、あるいは「どこから手を付けていいかわからない」という状況に対し、行政がコンシェルジュのような人材を配置し、子ども一人ひとりの要望に合う居場所を紹介する窓口の設置が期待されています。

最後に、情報発信の手段の多角化が求められています。多くの団体が「チラシの方が反応は良い」と感じており、回覧板等を活用した地域全体への活動周知が必要とされていることに加え、学校を通して子どもや保護者へ周知することについても必要性が高いとしていることから、行政が地域や学校等との間に仲介に入り、最適な情報発信を行うための支援が求められています。

(エ) 安定的な担い手と資金の確保

子どもの居場所づくりはボランティアの熱意の上に成り立っている現状があり、団体活動

¹ 藤沢市社会福祉協議会が、地域に住む人々の生活上の困りごとに対し、個別に相談に乗り解決を支援する役割を担っています。

の持続可能性を脅かす最大の要因が、資金不足とそれに伴う場所・人手の確保の困難さにあると指摘されています。

多くの団体の担い手が、無償のボランティアとなっている現状について「ボランティアでは、もう存続しません」「若い人には考えられない」と強く訴えています。一方で「何かしらの収入があれば、生活のための労働を減らし、活動に時間を割くことができる」という活動継続のための現実的な対応を求める意見が挙げられています。

また、活動場所の家賃や基盤にかかる経費は「一番困難なところ」であり「（今より）広い場所で活動したくても移転する余裕はない」など、より活動に適した場所の確保には資金面で課題があることもわかりました。

それぞれの団体における資金確保は助成金・補助金への依存が高い一方「申請や報告等に多くの時間を取られる」上に「事務専用の人がいる訳ではない」ため事務作業が大きな負担となっています。また「（年々）助成金が減ってきている」現状も相まって、資金確保への取組自体が団体活動の継続への大きな負担になりつつあります。

【市内での先進的な居場所づくりの取組】

多様な主体との「共創」による新たな子どもの居場所づくりへの挑戦

子どもの居場所を地域に深く根付かせ、その活動を持続可能にするためには、行政や福祉の枠を超えた異分野連携が不可欠です。

市内で活動するNPO 法人湘南まぜこぜ計画は、様々な主体との連携を通じて、地域の人々を巻き込みやすいお祭りをきっかけとした新たな子どもの居場所を創出しています。

将来的に居場所づくりを考える主体や施設と協働し、地域の幼稚園や介護施設等を会場としてお祭りを開催します。例えば、幼稚園と協働したお祭りでは、大人の文化祭と銘打ち、町内会の出店やキッチンカー、子どもたちの発表を組み合わせることで、多世代交流の場を創出しました。

希薄になりつつある地域コミュニティ再生も企図し、活動への認知度向上。幼稚園の卒園生やその保護者、地元の高校・大学生ボランティアといった新たな層が活動の担い手となり、実際に新しい居場所が立ち上がっているケースもあります。

この事例は、民間団体の柔軟な企画力と、地域に眠る多様な資源（人材、場所など）を結びつけることで、担い手の発掘と子どもの居場所の創出を同時に実現する、極めて効果的な手法といえます。地域全体を巻き込むさらなる連携強化、空家の有効活用やCSRを重視する企業との連携等により、持続可能な活動となる可能性を秘めた取組として期待されます。

（４） 地区ごとに見た子どもの居場所

子どもは、徒歩や自転車が基本の交通手段となっており、行動範囲に限りがあります。高校生世代では、通学のために公共交通機関を日常的に使用する機会も増えますが、自宅と学校を中心とした子どもの生活圏域の中に居場所があることは重要です。本市では、小学校区、中学校区とあわせ、市民センターごとの管轄区域である「13 地区」を生活圏域として、様々な施策を展開する上での地域の単位と捉えています。

ア 子どもの居場所に関する情報収集・整理に係る調査

本市における子どもの居場所に関連する地域資源情報を収集するとともに子どもの居場所に関するグループヒアリングにおける対象団体候補の選定のための調査を実施しました。

図表3-12 子どもの居場所に関する情報収集・整理に係る調査の実施概要

調査対象	○市内で子どもを対象として、居場所の事業を実施している団体等 ○結果として居場所となっている事業を実施する団体等 ○他自治体における先進的な子どもの居場所を運営する団体等
実施期間	2025 年（令和 7 年）5 月～7 月下旬
実施方法	○市内関係団体への情報提供の依頼、情報収集・整理 ○市内関係施設（各地区市民センター、図書館、体育館等）での現場確認 ○デスクトップ調査（インターネットでの検索）

イ 調査結果

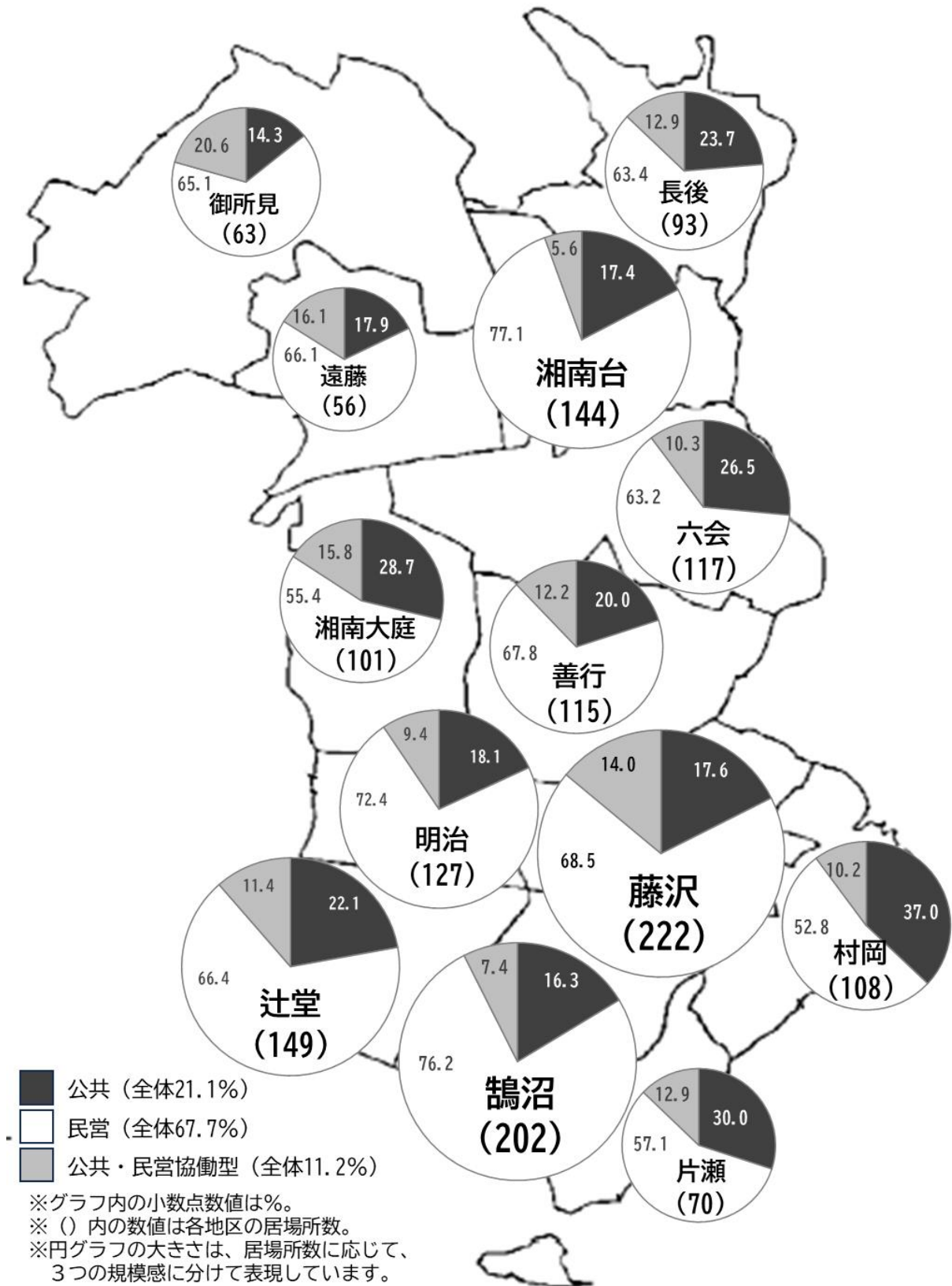
上記の調査の結果、2025 年（令和 7 年）7 月末時点で、子どもの居場所として確認できたのは 1,603 か所となっています。

公共（市が単独で実施する事業・施設）、民営（民間団体が実施する事業・施設）、公共・民営協働型（市が民間団体等と実施する事業・施設（例：地域の縁側））の分類でみると公共が 21.1%、民営が 67.7%、公共・民営協働型が 11.2%となっています。

13 地区別でみると藤沢（222 か所）が最も多く、次いで鵜沼（202 か所）辻堂（149 か所）湘南台（144 か所）明治（127 か所）となっています。

また、13 地区別での公共、民営、公共・民営協働型の分類でみると、公共では、村岡、片瀬が他地区に比べて高くなっており、民営では、鵜沼、湘南台、明治が高く、公共・民営協働型では、御所見、遠藤が高くなっています。

図表3-13 地区ごとの子どもの居場所の設置状況



2 子どもの居場所づくりにおける課題

これまでに掲載したデータや調査結果から把握した現状を踏まえ、本市の子どもの居場所づくりについての課題を整理しました。

(1) 子どもと大人の意識の隔たり解消に向けた仕組みづくり

民営の子どもの居場所に関わる活動団体へのヒアリング調査の結果では、子ども会議や「やりたいことノート」を通じた子どもの意見聴取等、子どもの意見を踏まえつつ、安心できる空間づくりに努めている事例があることが確認できました。

一方、子ども向けの意見交換会では、大人の都合を優先した結果、子どもが求める居場所との間に隔たりが生じていることが指摘され、子どもと大人の相互理解を促進するための対話の機会・プロセスの導入が必要であることがわかりました。

市内にあるすべての子どもの居場所において「子どもが主役」となる運営を目指し、子どもの意見を聴取し反映させる仕組みを公共・民営問わず構築することが必要です。また、大人が子どもの主体性や価値観を尊重できるように、大人の意識変革を促す取組を推進し、市全体で子どもが安心できる環境づくりを進めていくことが求められています。

(2) 担い手の確保と活動の持続性の確保

市内では企業、NPO、任意団体、個人、自治会・町内会等の多様な主体が、子どもの居場所づくりに関わる活動を行っています。また、本市と子どもの居場所を運営する団体との協働事業「子どもの居場所スタートアップサポート講座²」を通じて、新たな子どもの居場所やその担い手が創出されています。

一方、多くの団体がボランティアへ過大に依存しているとともに、活動スタッフの高齢化と後継者不足が深刻化することにより、今後、活動が途切れるおそれが高まっていくことが懸念されます。また、有償の専門スタッフを確保するための資金捻出も困難な状況にあります。

市内の子どもの居場所づくりの活動を持続可能なものとしていくために、財政的・制度的な支援策を強化し、多様な担い手の育成・活用を促すとともに、活動の質を担保する有償人材を確保できる運営体制への転換をより後押ししていくことが求められています。

(3) 活動基盤の安定化

市内にある子どもの居場所は、公共施設、企業が保有する施設、教会、寺院等、多様な地域資源が活用され、柔軟に展開されています。

しかしながら、団体拠点での家賃負担の高まりにより、新規の居場所の拠点確保が困難であったり、活動基盤の維持に問題を抱える団体も見受けられます。また、寄附された食材や備品の保管場所（倉庫、冷凍・冷蔵スペース）が不足しており、活動内容のさらなる充実が

² 地域で子どもの居場所づくりに関心のある人々を対象とした講座

難しくなっています。

こうした問題点を克服して、活動の継続や拡大を図るために、各種補助制度の創設や、活動団体のための公共施設の優遇措置等を強化することが重要です。あわせて、遊休施設や公共施設の柔軟な活用を促すことで、新たな活動拠点や共同利用できる保管場所を確保する等、活動基盤を安定化させるための環境づくりが求められます。

（４） 子どもの居場所に関する情報の集約化とマッチング機能の強化

市内には、子どもの居場所づくりに関して、幅広い分野にわたり、様々な団体が活発に活動しています。また、子ども食堂やフリースクールの分野では、同業種内でのネットワーク組織が立ち上げられ、団体同士での連携・協働も進んでいます。

一方、市内の子どもの居場所に関する情報が子どもや保護者等に十分に届いていないという声が少なからずあります。また、行政内の部署間で情報が縦割り管理され、関連情報が分散しており、利用者や活動団体が有益な情報を容易に収集・活用することができていない状況です。

子どもや保護者、活動団体等が、子どもの居場所に関する情報を容易に選択・利用できるように、情報の一元化と、情報の発信力を強化することが必要です。また、情報の一元管理と発信にとどまらず、子どもの居場所の利用者と、関連する場やサービスを提供する団体等をつなぐマッチング機能を強化することが求められます。

（５） 子どもの居場所に関わる様々な主体同士の連携強化

子どもの居場所に関わる団体同士の連携については「ふじさわこども食堂・地域食堂ネットワーク」「藤沢こどもの多様な学び応援団」等の同分野での連携や、活動団体とCSWとの緊密な連携がみられた一方で、不登校支援等に関わる活動をしている団体やフリースクール等と子どもの第二の居場所とも言うべき学校との連携は、更なる強化が求められています。互いの理解を深め、それぞれの役割を発揮できるようにするためには、行政が主導的な役割を果たし、学校と活動団体との橋渡しを行うだけでなく、連携の強化が必要です。

また、公共・民営を問わず、市内で活動する子どもの居場所に関わる様々な主体同士が、連携をより強化することで、市全体で子どもを見守り支える機運を高めていくことが求められます。

（６） 居場所における多様なニーズへの対応強化

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域だけで子どもの多様な課題に対応することが難しくなっています。また、虐待や子どもの自殺者数の増加のほか、障がいのある子どもや外国籍の子どもの増加、経済的な困難を抱える家庭の増加等、子どもが抱える状況は多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、今後、本市で進めていく子どもの居場所づくりにおいても、子どもの多様なニーズに対応していくことが不可欠です。

公共・民営を問わず、市内の子どもの居場所づくりに関わる様々な主体同士が連携を深めながら、特別な支援を必要とする子どもを含むすべてのニーズを柔軟に受け止め、必要に応じて、適切な支援につなげることを可能とする体制を構築することが求められます。

第4章 市が推進する居場所づくりについて

1 第1期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の評価

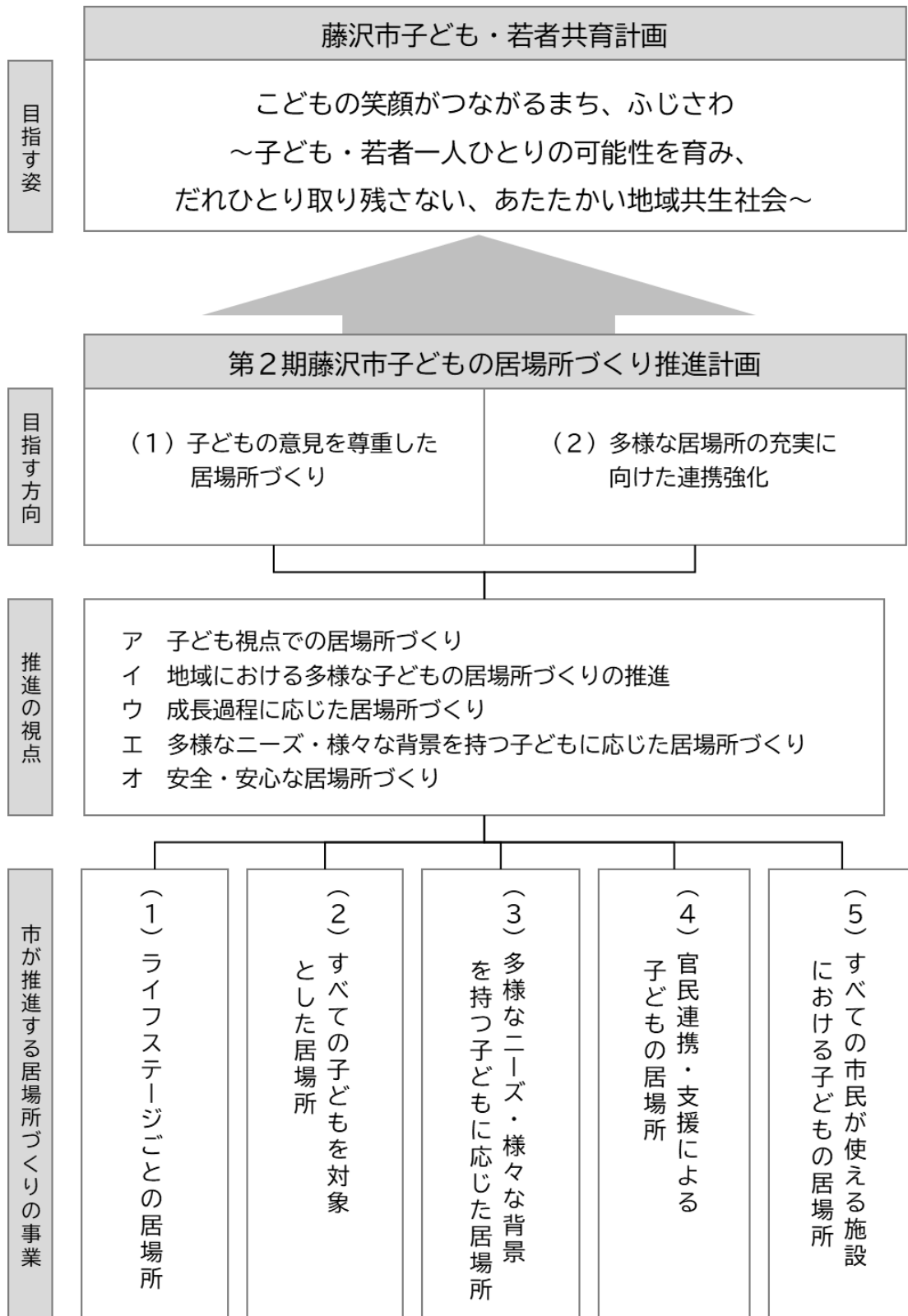
「第1期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」においては、国が示した「子ども・若者育成支援大綱」や「放課後子ども総合プラン」での放課後の居場所づくりの重要性、2017年の「藤沢市青少年問題協議会」からの提言を踏まえ、子どもの居場所の整備・運営に取り組みました。2019年に実施した「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」の結果等に基づき放課後児童クラブの整備を進めましたが、放課後児童クラブの待機児童数は増加傾向が続いています。また、地域子どもの家や児童館、放課後子ども教室といった保護者の就労状況に関わらない、すべての子どもを対象とした施設や事業の整備も計画的に取り組んできていますが、未設置の小中学校区があります。

こうした状況から、放課後の居場所については、一定の基盤が形成されてきたものの充足しているとは言えず、放課後の多様な居場所の整備や地域・市民主体の居場所の取組への支援なども求められています。また、計画全体として進捗管理や数値的な指標設定が不十分であったため、施設整備以外での施策の効果的な評価や改善につながりにくい面がありました。これらを踏まえ、本計画では、数値指標の設定を行い、成果の検証と課題の把握を可能とする仕組みの構築を検討していきます。

2 本計画の体系図

本計画は、子どもの居場所づくりの側面から、共育計画で示す目指す姿である「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ」の実現を図るものです。以下に示す計画の目指す方向や推進の視点を踏まえつつ、子どもの居場所づくりに関わる施策・事業を展開します。本計画の体系図は以下のとおりです。

図表 4-1 第2期藤沢市子どもの居場所づくり計画の体系図



3 計画の目指す方向

本計画は、共育計画で示す目指す姿である「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～」を実現するための羅針盤となるものです。

本市では、子どもの居場所づくりを、場所を増やす活動として捉えるだけでなく、地域全体の大人の意識と行動を変える取組とし「居場所づくりの視点」で示した居場所づくりが市全体に広がり、市全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもが一人ひとりに合った居場所を見つけることができるように取組を進めていきます。

本市の子どもの居場所が「居たい、行きたい、やってみたい」と思えるものとなっていくように、次の二点を「計画の目指す方向」として定め、子どもの居場所づくりを推進していきます。

（１）子どもの意見を尊重した居場所づくり

本計画では、子どもの居場所の数を増やすことにとどまらず、居場所としての質を高め「子どもが居たい、行きたい、やってみたいと思う居場所」を地域に浸透させていくことを目指します。

現状では、子どもが求める居場所のニーズと、大人の考えを優先した居場所づくりとの間に隔たりが生じています。本市では、この隔たりを解消するため、子どもの居場所において、子どもの意見を取り入れるための取組を進めるとともに、子どものやりたいことや楽しいことに、大人が耳を傾けられるまちとなるために、大人の意識を変えていく方策についても検討します。大人が、子どもとともに学び、成長し、子どもの主体性や価値観を大切にすると子どもの居場所づくりが市内に広がることを目指します。

（２）多様な居場所の充実に向けた連携強化

本計画では、子どもたちの多様なニーズに応えるための子どもの居場所の充実のため、公共と民営の子どもの居場所だけでなく、民営の子どもの居場所同士の連携体制の構築を目指します。

子どもの居場所を通して、だれひとり取り残さず、すべての子どもをあたたかく見守り、支え、共に育ち、共に育てる環境を構築するためには、市や市の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等、子どもの居場所となりうる団体等が連携・協働を進めていくことが重要です。

個々の子どもの居場所が持つ特性や得意分野を生かし、地域の中で子どもが自分に合った居場所を見つけることができるように、市全体で協力して子どもの育ちを支えるあたたかい環境づくりを目指します。

4 市が推進する居場所づくりにおける対象範囲・推進の視点

(1) 対象範囲

第4章で対象とする子どもの居場所づくりについては、サードプレイス³を中心として、本市が整備や運営する居場所となりうる施設又は事業とします。

(2) 推進の視点

計画の目指す方向に向けて、本市の子どもの居場所づくりを進めていくために、本市の居場所に関わる施策・事業において重視する項目を次のとおりまとめ、推進の視点とします。

ア 子ども視点での居場所づくり

子どもの居場所への大人と子どもの考えの隔たりを解消するため、子どもの意見を聴取して居場所づくりを進めるとともに、子どもの居場所に携わる大人の意識改革を促進し、子ども視点で子どもとともに居場所づくりや運営ができるよう、子どもにわかりやすい情報の発信に取り組みます。

イ 地域における多様な子どもの居場所づくりの推進

多様な団体が円滑に連携・協働できるような枠組みの検討を進めるとともに、各地区で子どもの居場所が増えていくような環境づくりを進め、地域の中で子どもが自分に合った居場所を見つけることができるように、居場所同士の連携強化に取り組みます。

ウ 成長過程に応じた居場所づくり

小学生、中学生・高校生世代といった各々の成長過程に応じた居場所づくりを進めていきます。各年代の特徴や心身の発達段階を踏まえた居場所の提供に努め、子どもがライフステージを通じて居場所を継続的に利用できる体制づくりを進めます。

エ 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所づくり

専門的な支援が必要な子どものための体制強化や、関係機関との連携を推進し、それぞれの子どもの状況に応じた居場所づくりを進めるとともに、年齢や性別、障がいの有無や文化の違いに関係なく、子どもが安心して利用できる居場所づくりに取り組みます。すべての子どもが孤立することなく自分に合った居場所を見つけられる環境づくりに努めます。

オ 安全・安心な居場所づくり

子どもが安心して過ごせる居場所を確保するため、施設の安全管理や子どもの権利を尊重し、プライバシーの保護や心理的安全性の確保にも配慮した居場所づくりを進めます。また、子ども同士や大人とのトラブルを未然に防ぐためのルールづくりや、災害時の居場所、対応等を整理し、子どもが安全・安心に過ごせるような環境づくりを推進します。

³ 自宅や学校以外の「第三の居場所」

5 市が推進する居場所づくりの事業

本計画では、本市における子どもの居場所に関わる現状や課題等を踏まえて「子どもの意見を尊重した居場所づくり」と「多様な居場所の充実に向けた連携強化」という計画の目指す方向に向けた居場所づくりを進めるため、子どもの居場所に関する施策を複合的に推進します。ライフステージごとの居場所づくりや、家庭環境等様々な背景を持ち、多様なニーズを抱える子どもが自分らしくいられるような居場所づくり、民間団体等との連携による居場所づくりなど、すべての子どもが分け隔てなく、自分らしく過ごせる居場所を見つけることができるように、取組を進めていきます。

(1) ライフステージごとの居場所

ライフステージに応じた居場所の整備・運営を進めていきます。学童期においては、放課後の居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、地域子どもの家、児童館の計画的な整備・運営を進めるとともに、長期休暇中の居場所機能の強化に向けてサマースクールの充実を図ります。

また、思春期・青年期においては、自習室や多目的スペースの整備、学びの環境の整備を進めるとともに、中学生・高校生世代にとっての居場所を増やしていくため、社会情勢の変化に合わせた施設の役割等や機能の見直しについて子どもの意見を聴取しつつ進めていきます。

放課後児童クラブ

(第3期藤沢市放課後児童クラブ整備計画(令和8年度～令和11年度))

学童期

名称	概要	施設数
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により放課後や長期休暇に不在となる家庭等の児童の健全育成と、保護者の就労支援、子育て支援を図るため、児童に居場所・生活の場を提供する。	82か所

ア 経過

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、就労等により昼間保護者が家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休暇期間に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。

本市における放課後児童クラブについては、以前は主に保護者会が運営していましたが、保護者等からの要望に基づき、運営基盤の強化と事業内容の一元化を図るため、1995年(平成7年)に財団法人藤沢市青少年協会を設立し、市からの一括した委託事業として、施

設の充実や指導内容の質の向上を図ってきました。その後、財団法人藤沢市青少年協会、財団法人藤沢市芸術文化振興財団、財団法人藤沢市スポーツ振興財団の三法人が統合し、2010年（平成22年）に財団法人藤沢市みらい創造財団となり、2012年（平成24年）には公益財団法人藤沢市みらい創造財団に移行しました。

2025年（令和7年）4月1日現在、社会福祉法人、非営利活動法人、学校法人等も含めて全12法人と放課後児童クラブの運営に関する協定を締結しており、82か所の児童クラブに4,472人の児童が入所しています。

イ 果たすべき機能・役割

学校と家庭の中間地点として、放課後の児童が健全かつ安全・安心に過ごせる生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働くことができる環境を提供することで、仕事と子育ての両立を支援します。

また、子どもがクラブ内での協力やルールづくり、異年齢の仲間とのコミュニケーションを通じて、思いやりや協調性、自己肯定感を育むとともに、様々な背景を持つ仲間と触れ合うことで、多様性の理解や他者への配慮を学ぶ等、心身の育成を推進します。

更に、活動において、適度な運動や遊びを通じて体力を養うことで、健康的な生活リズムの定着を支援し、児童の日常生活全体の質の向上に寄与します。

ウ 第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画の評価と課題

本市では、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を計画期間とした「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」において計画期間における量の見込みと確保方策を定めるとともに、同期間を計画期間として「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」を定め、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

2024年（令和6年）4月の入所児童数は4,364人で、2020年（令和2年）の入所児童数3,758人と比較すると606人増加しています。

なお、計画期間中の整備の実績は、次のとおりとなっています。

図表 4-2 第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画の実績

各年4月1日時点

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人)	3,957	4,135	4,294	4,265	4,337
確保の内容(定員)(人)	4,396	4,466	4,540	4,648	4,684
入所児童数(人)	3,758	3,793	3,974	4,230	4,364
整備実績	2	3	3	2	2
児童クラブ数(実績)	69	71	74	77	79

「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みと確保方策及び「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」に基づき、放課後児童クラブの整備を進め、計画期間

が終了する 2024 年（令和 6 年）4 月時点で、目標としていた確保数を達成しましたが、待機児童が発生しました。その主な要因としては、共働き世帯の増加等により、小学校区によっても状況に差異がありますが、市内全体で放課後児童クラブへの入所ニーズが増加し、見込みを大きく上回る申込みがあったものです。

本市では引き続き、放課後の児童に安全・安心で良好な遊び及び生活の場を提供するとともに、待機児童解消という大きな課題を解決するために、放課後児童クラブの整備を行っていきます。整備を進めるにあたり、共育計画において定めた量の見込みと確保方策に基づき、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）の 4 年間を計画期間とした「第 3 期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」を本計画において策定します。

エ 整備・運営の考え方

本市の放課後児童クラブは、こども家庭庁の「放課後児童クラブ運営指針」、本市の「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」「藤沢市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、各事業者の理念や実態に応じた創意工夫により運営されています。

本市は運営事業者に、入所する児童が自分らしく居心地よく過ごせることもまんなかの児童クラブを運営するため、児童の声を聴き、その声を反映する運営を行うことを促します。また、児童が放課後や長期休暇期間を安全・安心に過ごすため、学校や地域、事業者間の連携を密に図り、児童の育ちを支えるあたたかい環境づくりを促進します。

（ア） 条例基準

条例において定めている支援の単位及び設備の基準は次のとおりです。なお、待機児童が発生する可能性のある小学校区においては、条例基準を上回る支援の単位や、条例基準を下回る面積で事業が実施できるよう経過措置を設けています。

支援の単位
放課後児童クラブにおける、一つの支援の単位（一つのクラブ）を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下と規定し、放課後児童支援員（指導員）を 2 人以上配置する（うち 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）ことを原則としています。なお、児童の来所状況・出席率を考慮し、施設の定員は、最大 60 人としています。
整備の基準
遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならないとし、開所している時間帯を通じて専ら放課後児童クラブの用に供するものでなければならないと規定しています。

（イ） 施設

本市では、利用児童数の増加に対応するため、これまで新設及び分館の設置や、増床改修等により施設整備を行ってきており、市内 35 小学校区に 82 の放課後児童クラブ（2025

年（令和7年）4月現在）を設置していますが、老朽化や施設の広さ、賃借料等の課題があります。

また、障がい児等の受入れに対応するバリアフリー化や多機能トイレ等の整備については、一部の小学校区において実施されていない状況にあります。

（ウ） 定員

放課後児童クラブの定員については、条例に規定していますが、その条例において、専用区画の面積及び児童の数に関する基準について経過措置を設けているため、各施設の規模、利用申込み状況に応じて、条例基準を超える定員の受入れも行っています。

2025年度（令和7年度）では、登録児童数が60人を超える施設は11施設、そのうち70人を超える施設は8施設となっています。

（エ） 施設整備

a 整備手法

施設の整備は、国から示された「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ」を踏まえて、教育委員会と十分協議を行い、小学校の敷地や空き教室を活用して実施することを前提とします。なお、小学校施設を活用して実施する際には、管理運営上の責任体制の明確化を図り、学校教育に支障が生じないように留意いたします。

しかしながら、本市では特別支援学級の整備や児童数の増加に伴う教室の増設等を行っている学校もあるため、学校施設の活用以外にも、次の4つの手法を積極的に検討し、整備を進めていきます。

- 公共施設の活用及び公共施設再整備と連携した整備
- 賃借物件の改修
- 既存施設の増築・増床による定員数の拡大
- 一つのクラブにおける複数学区の児童受入れ

b 整備主体

施設の建設や改修については、市及び現在放課後児童クラブを運営している事業者のほか、公募により選考された事業者が、地域又は施設の状況に応じて、それぞれ分担して実施します。

（a） 利用区域

放課後児童クラブは、原則として、小学校区ごとに算出した量の見込み（利用見込み人数）に応じて設置し、入所対象児童は設置した小学校区の児童とします。ただし、定員を超過する場合については、希望すれば隣接する小学校の児童クラブ（空きがある場合に限る）に待機先として入所することを可能とします。

また、私立小学校等に通学する市内在住の児童は、通学する小学校に近い児童クラブ、又は最寄りの駅に近い児童クラブも選択可能とします。なお、市外在住で、市内の小学校に通学する児童の受入れも対応します。

(b) 施設規模

一つの支援の単位（一つのクラブ）を構成する児童数は、定員を最大 60 人としています。このため、新設にあたっては、基本的に定員 60 人の施設を計画的に整備することとします。

また、現在の施設のうち、施設全体の面積が小規模で、定員 60 人とならない施設については、増床改修又は移転等も検討・実施していきます。

(c) 小学校・公共施設内の整備

小学校や公共施設の新設・再整備・改築の際、他の施設との合築等により、放課後児童クラブを設置する場合には、市が施設整備を行うこととします。（児童クラブを敷地内等に単独で設置する場合を除く）

また、既存の施設内に施設を改修して放課後児童クラブを設置する場合には、市の支援のもと事業者が整備を行うこととします。

(d) 小学校の特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）

放課後児童クラブとして活用できる空き教室等が無く、授業で使用している特別教室等を、放課後の時間帯に一時的に活用して運営するタイムシェア型の児童クラブについて、こども家庭庁、文部科学省が待機児童の一つの解消策として取り上げています。本市においても、教育委員会及び小学校と実施にあたっての課題整理等の協議を行っています。

(オ) 多様なニーズ等への対応

a 障がい児等への対応

新たな施設の整備にあたっては、原則として、障がい児等の受入れに対応した設備とします。一つの小学校区において複数の施設を整備する場合は、いずれかの施設でバリアフリー化や多機能トイレ等の整備を行い、障がい児等の受入れができるよう計画します。

障がい児等を受け入れるにあたっては、研修等を実施した上で、指導員の加配、介助員の確保等、障がいの状況に応じて市と事業者で課題の解決を図りながら、体制の整備を図ります。

b 支援が必要な児童等への対応

貧困や虐待などの困難を抱え、支援が必要な児童を早期に発見し、適切な支援機関につなげるために、市と事業者の連携を強化し、体制の整備を図ります。

(カ) 指導員

a 指導員の処遇改善

国の補助金を活用し、職員の給与のベースアップ、非常勤職員に対する時給アップ、一時金の支給等による処遇改善及び約 3% の賃上げを実施するための処遇改善を実施しています。更に安定した支援の質を担保するために、経験年数や研修実績等に応じた処遇改善の補助についても検討します。

b 指導員の研修

放課後児童クラブの指導員については、都道府県・政令指定都市で行う資格認定研修を修了し「放課後児童支援員」の認定を受けた職員の配置が条例で義務化されています。市は資格認定研修や、その他国や県が主催する専門研修等の情報を事業者に提供し、受講を促すことで、指導員の資質の向上を図ります。

(キ) 入所料

a 保護者負担金

保護者が負担する入所料については「藤沢市放課後児童健全育成事業実施要綱」で定めている月額 15,000 円を上限に、各事業者が設定しています。

本市では、国の示す方針に基づき、放課後児童クラブの運営経費を国県・市・保護者が概ね3分の1ずつ負担することとして算出しており、特に児童が安全で安心して生活できる場を維持・確保するという観点から指導員の配置基準を手厚くしているため、運営経費に占める人件費の割合が高いことが特徴となっています。

本市の児童クラブでは、常勤職員及び「放課後児童支援員」の認定を受けた職員を配置することに加え、人員配置について独自の基準（児童 15 人に対して職員 1 人の割合で増員）を設け、児童が安全で安心して生活できる場を維持・確保しています。

b 入所料の負担軽減措置

入所料の負担軽減措置として、生活保護世帯、市・県民税非課税世帯、市・県民税額 12 万円未満の世帯を対象に年間 6 万円を限度に入所料を減額しています。しかし、昨今の物価高などの影響により生活環境が変化する中で、保護者の経済的負担の解消につながるように、入所料の減額幅等の改定について検討を進めます。

(ク) 連携の強化

a 事業者間の連携

事業者間において、抱えている課題を共有し解決策について話し合うことや、運営における先進的な事例を共有することは、各事業者の運営の質を高める上で重要となってきます。本市では「放課後児童クラブ運営事業者連絡会」を定期的に関催し、運営事業者間の情報共有を図ります。

b 小学校との連携

小学校と児童クラブでの生活がつながっていることから、小学校との連携は不可欠です。定期的な情報交換、情報共有、職員同士の交流を行うとともに、児童クラブ、小学校、地域の関係者が連携・協働する機会への積極的な参加を促します。

c 地域との連携

事故、犯罪、災害等から子どもを守るために、地域と連携・協力することが重要です。自治会・町内会、地域団体、子どもに関わる関係機関と日常的に情報交換、情報共有、交流を促します。

(ケ) その他

a 運営管理（監査）について

本市では、児童クラブの運営に関する調査として、指導員の配置や開所時間、緊急時対応、負担金の適切な執行等について、チェックシートによる自己点検を実施し、事業者が市の条例、要綱等を再確認するとともに、課題や問題点を共有しています。また、必要に応じて、市が立入調査を行い、現場の実施状況の確認を行っています。

b 夏期休暇期間中の昼食提供

夏期休暇期間中の昼食提供を望む保護者は多く、弁当配送業者を介して、独自で昼食提供を実施している事業者やクラブもあります。本市では、事業者やクラブの支援につながるように効果的な手法を検討していきます。

(コ) 施設整備の今後の具体的計画

共育計画において定めた量の見込みと確保方策に基づき、2029年度（令和11年度）までに条例基準に適合した施設となるよう、小学校区ごとに計画的に整備を進めていきます。

2029年度（令和11年度）の量の見込みでは、4,863人としています。この見込みは、児童クラブの整備に捉われず、様々な子どもの居場所を提供することを前提として算出したものです。計画期間となる5年間で7クラブを整備し、待機児童を解消していきます。

なお、整備にあたっては、小学校区ごとの待機児童数、児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定します。

図表 4-3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における量の見込みと確保方策

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	4,781	4,823	4,855	4,885	4,863
1年生	1,484	1,500	1,471	1,488	1,451
2年生	1,274	1,284	1,311	1,288	1,304
3年生	977	970	987	1,007	990
4年生	602	610	611	620	631
5年生	286	294	303	305	310
6年生	158	165	172	177	177
確保の内容 ②	4,434	4,641	4,761	4,881	4,881
②－①	△347	△182	△94	△4	18

図表 4-4 放課後児童クラブ整備の考え方

（単位：か所）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
放課後児童クラブ	82	85	87	89	89

放課後子ども教室

学童期

名称	概要	施設数
放課後子ども教室	放課後の児童の居場所として小学校の空き教室・体育館・校庭を活用し、遊びやスポーツ等を行う場を設け、児童が心豊かで健やかに育まれる事を目的として実施。	7か所

ア 概要・経過

放課後子ども教室は、その学校に通うすべての小学生を対象として、放課後の小学校の空き教室・体育館・校庭等を活用し、児童の安全・安心な居場所を設け、多くの遊び体験を通じて、異年齢間の交流の促進を図りながら、創造性、自主性及び社会性を養い、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

なお、自宅に帰宅しないで学校から直接遊びに行くことができる居場所で、無料で利用できます。運営にあたっては、地域で募った有償ボランティア「見守る人」が児童の見守りを行います。

図表 4-5 放課後子ども教室一覧

名称	実施場所	実施日時 ※学校休業日を除く	開始年度
かめっ子ひろば	亀井野小学校 (教室・体育館・校庭)	原則給食のある月～金曜日 午後 1 時 30 分～4 時 30 分	2002 年度 (平成 14 年度)
こいとっ子	小糸小学校 (教室・体育館・校庭)	原則給食のある月～金曜日 4 月～9 月 午後 1 時 30 分～5 時 00 分 10 月～3 月 午後 1 時 30 分～4 時 30 分 夏期休業期間の始めの 5 日間午前 10 時～正午	2007 年度 (平成 19 年度)
ふじみっこひろば	富士見台小学校 (体育館・校庭)	不定期実施(月 6 回程度) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分	2019 年度 (令和元年度)
ぜんぎょうスマイル	善行小学校 (教室・体育館・校庭)	原則給食のある月～金曜日 午後 1 時 30 分～4 時 00 分	2024 年度 (令和 6 年度)

名称	実施場所	実施日時 ※学校休業日を除く	開始年度
ごしょみっこ	御所見小学校 (教室・体育館・校庭)	原則給食のある月・金曜日 午後 1 時 30 分～4 時 30 分	2024 年度 (令和 6 年度)
しんばやしランド	新林小学校 (体育館・校庭)	不定期実施(月 6 回程度) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分	2025 年度 (令和 7 年度)
天神キッズ広場	天神小学校 (教室・体育館・校庭) ※試行期間は 体育館・校庭	原則給食のある月・水・金曜日 午後 1 時 30 分～4 時 00 分	2025 年度 (令和 7 年度)

イ 果たすべき機能・役割

地域の大人の見守りを得ながら、遊びや学びに取り組む環境を備えた安全・安心な居場所を子どもに提供するとともに、放課後に自宅にいない保護者の子育てを支援します。

また、子どもが放課後の時間を活用して、宿題や学習の補完を行い「学ぶ姿勢を育てる場」としての役割を果たすとともに、遊びやスポーツを通じて興味・関心を広げ、社会性と自立心の向上に寄与します。

更に、家庭と学校と地域をつなぐ役割として機能し、持続可能な地域社会の発展を推進します。

ウ 課題

(ア) 実施場所の確保

放課後子ども教室の実施場所として望ましい条件は、学校内又は学校から安全に移動でき、放課後の時間帯の子どもが安全に利用できることで、この条件を最も満たす学校施設での実施が望ましいと考えますが、学校施設の利用には課題もあります。

常時放課後子ども教室の実施を可能とするためには、専用の空き教室等を確保する必要があります。その場合でも、安全管理の観点から、学校と放課後子ども教室の管理区分を明確化する必要があります。

空き教室を確保できない小学校では、体育館を拠点として実施をしていますが、課題として、授業や地域団体との調整により開室日数が限られることや、遊具類等の物品の収納場所の確保等が挙げられます。

これまで本市での実施校はありませんが、図書室や図工室といった、放課後の利用がない特別教室で実施する手法も検討の一つとして挙げられます。しかし課題として、児童の動線の切り分けと、教室内の備品管理が挙げられます。

学校施設以外の場所（市民の家や市民センター等の地域の公共施設等）も手法の一つとし

て考えられますが、その実施にあたっては、児童が校門を出てから放課後子ども教室に行くまでの安全確保が大きな課題となります。また、遊具類等の物品の収納場所についても解決を図る必要があります。

（イ） 学校との管理区分

放課後子ども教室に児童が到着した時点で、一度自宅へ帰宅したこととなるため、子どもの安全管理の責任を、学校と区別することが求められます。そのため、放課後子ども教室に来た児童が校内へ戻らない動線を確認しなければなりません。

また、学校が終わった後、学校から放課後子ども教室への移動の間の安全管理、放課後子ども教室が終わって家に帰るまでの安全管理についても、学校の立地や周辺環境も勘案し、整理する必要があります。

現在、本市で実施している小学校区については、放課後子ども教室への参加は保護者の責任とし「保護者の了承を得ている」ことを、児童本人への確認や、専用の受付表における保護者の署名で確認しています。

エ 運営の考え方

（ア） 学校施設内での実施

令和6年12月にこども家庭庁と文部科学省が発出した「放課後児童対策パッケージ2025」において、放課後子ども教室の実施場所は学校施設内を活用した実施が望ましいと示されており、また、子どもの安全・安心を担保する上でも学校施設内の実施が最適であることから、本市においても学校施設内での実施を基本としていきます。

（イ） 小学校との連携

放課後子ども教室の実施にあたっては、教育委員会・小学校との連携は欠かせません。実施場所、管理区分等について教育委員会・小学校と協議を重ね、協力を得ながら横断的に連携していきます。

（ウ） 地域との連携

放課後子ども教室を実施する上で、運営委員・見守る人等の人材確保や、実施プログラムの提供等において、地域の力が不可欠となります。今後は学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の会議等への出席について関係機関に相談し、放課後子ども教室との連携について投げかけを行います。

（エ） 実施日数・時間

実施日数については、空き教室において実施している亀井野小学校、小糸小学校、善行小学校は、月曜日から金曜日のすべての曜日で実施しています。体育館を拠点として実施している小学校では授業等の影響により実施日が限られますが、空き教室で実施している小学校においては、見守る人の体制等を考慮し、月曜日から金曜日のすべての曜日で実施することができるよう段階的に取り組みます。

実施時間については、ほとんどの実施校が 16 時までとなっています。保護者の就労支援、子育て支援の一助となるよう、見守る人の体制等を考慮し、17 時まで実施することができるよう段階的に取り組みます。

（オ） 児童クラブとの一体化

「放課後児童対策パッケージ 2025」において、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、同一小学校内等で事業を実施する校内交流型（一体型）の推進が改めて示されました。この運営手法は全国的に広がりを見せており、本市においても課題等を整理するとともに他自治体の実施例を参考に、実施に向けて検討していきます。

オ 今後の整備の方針

放課後の時間帯における子どもの居場所に対するニーズの高まりから、次の整備方針とします。

（ア） すべての小学校区での開設を目指し、実施可能な方法で設置

空き教室等がない場合でも、体育館活用型で検討するなど、長期的な視点で全校（35）での展開を目指します。

（イ） 空き教室等のある学校から優先的に設置

空き教室等のある学校を調査し、優先的に設置します。また、児童数の減少により空き教室等が確保されれば、その都度設置を行います。

（ウ） 放課後児童クラブの待機児童の多い小学校区から設置

待機児童の解消を重点に、待機児童の多い小学校区から設置します。

なお、整備にあたっては、小学校区ごとの待機児童数、児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定します。

サマースクール

学童期

名称	概要	施設数
サマースクール (長期休暇対策事業)	小学校夏期休業期間中の児童の居場所として、長期休暇対策事業(サマースクール)を実施しています。放課後児童クラブと同様に、保護者が就労等により不在となる家庭等の児童の健全な育成と保護者の就労支援、子育て支援を図るため、児童に居場所・生活の場を提供する事業。	2か所

ア 経過・概要

サマースクールは、夏期休業期間中の子どもの居場所へのニーズが高いことを踏まえ、夏期休業期間中の居場所として、学習支援をはじめとした様々な体験活動や行事等、有意義な夏休みを過ごせるカリキュラムを提供する事業です。

2021年度(令和3年度)から1箇所事業を開始し、2022年度(令和4年度)から2025年度(令和7年度)までは2箇所実施していました。本事業のニーズの高まりにより、2026年度(令和8年度)からは3箇所実施する予定です。

図表 4-6 サマースクールの実施概要

実施期間	日曜日及び国民の祝日を除いた小学校夏期休業期間中
実施時間	午前8時30分から午後5時まで
実施場所	市内2箇所 ※2026年度は、北部・中部・南部の3箇所で実施予定
対象	市内に在住する小学4年生から6年生までの児童
参加者数	1箇所あたり35人以上
運営事業者	公募により選考
参加費	運営事業者により決定

イ 果たすべき機能・役割

夏期休業期間中に、遊びや学びに取り組む環境を備えた安全・安心な居場所を提供することで、保護者の就労や子育てを支援するとともに、普段の学校生活と同じ時間帯で活動することで、児童の健康的な生活リズムの定着を支援します。

また学習、遊び、体験を提供し、児童の興味・関心を広げるとともに、他小学校の児童や様々な背景を持つ児童との交流を通じて、思いやりや協調性、自己肯定感の向上に努めます。

ウ 課題

（ア）参加機会の公平性

家庭の収入、交通の便、保護者の就労状況等により、参加したくても参加できない児童が一定数いることが想定されます。

（イ）暑さ対策

夏季は熱中症リスクが高まる時期であり、活動時間、活動場所の工夫が必須になります。室内外の温度管理、適切な飲水・休憩、日差し対策などの安全対策を丁寧に対応する必要があります。

エ 運営の考え方

（ア）放課後児童クラブの待機児童の解消

放課後児童クラブでは夏期休業期間終了後に退所する児童が一定数おり、夏期休業期間中の居場所確保のために放課後児童クラブを申し込む保護者がいることが想定されることから、前年度に参加者の募集と抽選を実施します。なお、抽選を実施する際には、放課後児童クラブの待機となっている児童を優先して選考する枠を設け、待機児童の解消を図ります。

（イ）事業者間の連携

各運営事業者が提供するプログラムにそれぞれ特色があることから、他事業者が実施するプログラムへの参加など、事業者間の交流を積極的に行うことで、参加児童が様々な体験をする機会を創出します。

オ 今後の方針

本市のどこに住んでいても参加が可能となるように、北部、中部、南部において活動拠点を設定し、3箇所を実施します。また、年々参加ニーズが増加していることから、各拠点における参加者枠の増設についても検討していきます。

図表 4-7 2025 年度の応募・参加者状況（参考）

	秩父宮記念体育館			アサンテスポーツパーク (神奈川県立スポーツセンター)		
総応募者数	223 人					
各応募者数	125 人			98 人		
学年	6 年	5 年	4 年	6 年	5 年	4 年
学年別応募者数	24 人	47 人	54 人	17 人	44 人	37 人
参加者数	10 人	13 人	13 人	7 人	24 人	9 人

地域子どもの家・児童館

学童期・思春期

名称	概要	施設数
地域子どもの家	地域における子どもたちの遊びの拠点として、自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備えており、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設。	18か所
児童館	児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的としており、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）としての機能も備えている。	5か所

ア 経過

1983年（昭和58年）に「地域子どもの家建設基本方針」を策定し、子どもたちが放課後の時間を自由にのびのびと遊べる場所として、子どもの家の建築が始まりました。

その後、放課後児童クラブの需要の高まりなどにより、児童館を建設し、2025年（令和7年）4月現在、地域子どもの家を18館、児童館を5館設置しています。

図表 4-8 地域子どもの家の施設概要

対象者	幼児（付添人が必要）、小・中学生、青少年育成団体
利用時間	午前10時～午後5時 （1・11月は午後4時半、12月は午後4時まで）
休館日	第3日曜日、年末年始
利用人数	270,488人（令和6年度、18施設合計）
管理運営	指定管理者（地域の運営委員会による運営）
利用料	無料

図表 4-9 児童館の施設概要

対象者	0～18歳（幼児は保護者同伴）、青少年育成団体
利用時間	午前10時～午後5時 （1、11月は午後4時半、12月は午後4時まで）
休館日	第3日曜日、年末年始
利用人数	149,014人（令和6年度、5施設合計）
管理運営	指定管理者（地域の運営委員会による運営）
利用料	無料

イ 果たすべき機能・役割

子どもは遊びによって肉体的・精神的バランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、子ども同士の関わりの中で社会的機能を身につけていきます。そうした子どもの遊び中で、子どもが来たいと思える居場所とし、安全・安心な居場所を運営していきます。また、地域子どもの家は「地域の中でともに育てる」を大切に、地域の方々と一緒に運営していきます。

ウ 課題

（ア） 老朽化

地域子どもの家・児童館は 23 館中 12 館が建築後 30 年を超え、23 館中 14 館が建物の耐用年数を超過している状況です。定期的な点検等を実施し、安全の確保に努めています。床・壁・天井など施設の経年劣化が進んでいます。

（イ） 熱中症対策

地球温暖化の影響により年々夏の気温が上昇し、子どもたちに安全・安心な居場所を提供する場において、熱中症対策は必要不可欠となっています。しかし、地域子どもの家では一部の複合化施設を除き、施設の構造などによりエアコンの設置が難しい状況です。

現在までに事務スペース、図書コーナーそれぞれ家庭用エアコンを設置し、遊ぶ場所では、大型扇風機、冷風扇等を設置してきましたが、さらなる熱中症対策が求められています。

（ウ） 見守る人等の在り方

地域子どもの家では、「見守る人」という有償ボランティアが子どもの活動を見守っています。また、日常的な運営や季節ごとの行事、地域子どもの家まつり等の企画や実施は、地域住民等による運営委員会が担っています。見守る人等については、地域の方の協力を得ながら、地域の大人と地域の子どもの関わりを大切にして、見守り等を実施しています。しかし、近年の働き方の変化や地域コミュニティの在り方の変化などにより、見守る人の担い手不足が生じています。

（エ） 多様なニーズへの対応

これまで地域子どもの家、児童館が果たしてきた機能・役割に加えて、子育ての孤独・孤立化、地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加に伴う放課後の子どもの居場所の充実、中学生・高校生世代の居場所の確保などの社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化など多様なニーズに対応していくことが求められています。

エ 運営の考え方

（ア） 地域子どもの家・児童館の機能強化

地域子どもの家・児童館がこれまで果たしてきた機能・役割に加え、社会情勢の変化や求められる対応を踏まえ、子ども、家庭などの小さな相談などの対応も含め強化していきます。

(イ) 子どもの声を聴き、ともに育てる空間

運営上の利用ルールなどに、子どもや子育て当事者の意見を反映します。子どもの視点を大切にし、子どもにとって魅力ある施設・運営としていきます。

オ 整備の方針

地域子どもの家・児童館は、小学生を中心ターゲットとして利用してもらうため、小学生の生活圏である各小学校区に1カ所ずつ設置していくことを目指しています。なお、「藤沢市再整備基本方針」「第4次公共施設再整備プラン」との整合性を図りながら、公共施設の改築の機会を捉え、既存施設との複合化を基本として整備を進めるとともに、他の再整備計画で生じる跡地についての活用も検討します。

また、新規で建設する際には、場所の確保、費用面など設置まで多くの課題があり、時間を要するため、放課後子ども教室の設置や公共、民営問わず居場所の確保について検討を進めます。

(ア) 老朽化への対応

定期的に建物の劣化について調査を実施しながら、老朽の度合いや緊急性の高い施設から順番に、大規模改修や施設修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

子どもたちが安全・安心に過ごすため、日常的な点検を実施するほか、画一的な修繕や大規模改修及び各施設の設備等維持補修を実施します。

建物の再整備については、近隣施設で建替えなどの計画があった場合、複合化による相乗効果などのメリットを勘案しながら、単独による建替なども視野に入れて検討を進めていきます。

(イ) 熱中症への対応

熱中症対策の取組として、新規建設や建替をする施設については、全面空調の設置を基本として整備していきます。

また、既存の施設についても空調設置の障害となっている、ログハウス風の建築による隙間、断熱未対応による冷房効率の低さ、雨漏りなどによる機器の故障などのリスク、施設全体の老朽化などがありますが、それらの課題の整理を行い、解決策を講じた上で順次設置に向け検討していきます。

名称	概要	施設数
青少年の自習スペース	「自宅では勉強に集中できない・学習環境の確保が難しい」など様々な理由を抱える子どもへの支援としての自習スペースを提供する。	1 か所

ア 経過

2018 年（平成 30 年）の市役所本庁舎の利用開始時から、共有スペースにおける青少年の学習利用が多く見られました。これを受けて、学習環境確保の必要性を認識し、市役所本庁舎5階の市民利用会議室の1室を自習室として開放しました。現在も平日や土日、夜間を含め、多くの学生が利用しており、夏休みやテスト時期などの利用増加に応じて、自習スペースの拡充などを行っています。

図表 4-10 市役所本庁舎5階自習スペースの概要

対象者	中学生から 30 歳未満
利用時間	午前9時～午後8時 30 分
利用人数	4,748 人（令和6年度）
実施場所	市役所本庁舎5階市民利用会議室6 （夏期休暇期間などは市民利用会議室5でも実施）
利用料	無料

イ 果たすべき機能・役割

自宅では勉強に集中できない、学習環境の確保が難しいなど、多様な課題を抱えている中学生・高校生世代に対して、自由に利用できる自習環境を提供します。

学習習慣の定着を促進し、家庭環境に左右されにくい学習機会の平等性を高めることを目的としています。

自習室においては個別に集中できる静かなエリア（個別席）や、意見交換や協働学習が可能なエリアなど、利用者のニーズに応じて選択できる環境整備が必要となります。

ウ 課題

市役所本庁舎5階の自習スペースでは、放課後については連日満員に近い利用があり、高いニーズが見て取れる一方で、満員で席が確保できない学生が一定数でしてしまう状況にあります。ニーズの高まりに対して、現状では限られたスペースの中で自習スペースを設置しており、十分な数と広さの確保は難しい状況です。恒常的な自習室の混雑緩和や子どもの生活範囲の中にある居場所の充実のため、自習スペースの更なる拡充が求められています。

自習室を使いたい子どもが自習室の存在や利用方法を知らなかったり、自宅から遠い自習室を利用しているなど、自習室の情報が十分に周知されていない状況があり、自習室の情報

集約と発信強化が求められています。

エ 運営の考え方

本市の自習スペースについては、利用する子どもたちの声を反映し、よりよい自習環境の整備に努めるとともに、自習室が満員である現状も踏まえ、近隣の自習室の情報を掲示し、ほかの自習室へ誘導することで、子どもの学習環境の提供を進めます。

また、自習室の設置・運営については、市内の公共施設のほか、民間企業や地域団体など、様々な主体が空きスペースを活用し、複合的な事業の一環として実施しているものとなります。

人通りが多い場所や、静かな場所など、自習スペースを設置している環境に応じて、集中できる静かな自習室や、意見交換や複数人での学習が可能な自習室など、環境に応じた自習スペースづくりが進められています。

オ 整備の方針

自習室の整備にあたっては、子どもたちにとって必要な設置場所や望ましい環境についてアンケート等を通じてニーズを確認し、どのエリアでどのような自習室が求められているかを明確にします。利用者ニーズを基に、公共施設の未活用スペースの活用可能性を検討するとともに、民間企業、地域団体など多様な主体に対して、自習室設置について働きかけを進めます。これにより、生活範囲での設置による利便性の向上や、利用者の多様性に対応した規模・機能を持つ自習室の効果的な展開を目指します。

○ 共育計画に掲載されている居場所づくりに関する事業

本計画において、事業の対象、事業のポイントを明確化しました。

※番号は共育計画における掲載番号

179	放課後児童健全育成事業	青少年課
事業内容	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	
取組の方向性	運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を超えた定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。 他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。	
事業の対象	小学生	
事業のポイント	具体的な運営・整備については27～33ページに記載します。	

180	放課後子ども教室推進事業	青少年課
事業内容	放課後に小学校の空き教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	
取組の方向性	放課後の子どもの居場所がない小学校区を優先的に、教育委員会などの関係機関と連携を図りながら、放課後子ども教室整備の考え方（本冊子巻末資料に掲載）にあわせて、放課後子ども教室の拡充を行います。	
事業の対象	小学生	
事業のポイント	具体的な運営・整備については 34～37 ページに記載します。	

21	青少年国際化推進事業	青少年課
事業内容	青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることによって視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	
取組の方向性	様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。	
事業の対象	中学生・高校生世代	
事業のポイント	異なる文化を持つ人々や多様な価値観を理解し、国際性を養うため、子ども・若者の声を取り入れて外国人との交流イベントの企画・運営を行い、子ども・若者の体験機会の創出に取り組んでいます。	

(2) すべての子どもを対象とした居場所

青少年施設や子どもを対象とした事業を含むあらゆる環境において、学童期、思春期、青年期のすべての子ども一人ひとりが「自分らしくいられる」「安心できる」「居心地が良い」と感じられる居場所を創出します。

すべての施設や事業において、子どもの意見を聴取し、考えを尊重した運営を行い、子どもの居場所の質的向上を図ります。

青少年会館

学童期・思春期・青年期

名称	概要	施設数
藤沢青少年会館	青少年に学習と活動の場、居場所等を提供する施設。	1 か所
辻堂青少年会館	青少年に健全な余暇活動の場等を提供する施設。	1 か所

ア 経過

藤沢青少年会館については、1971 年（昭和 46 年）に開設後、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日に県から移管されたのちに 1996 年（平成 8 年）に現在の場所（藤沢市朝日町 10 番地の 8）で運営を開始、辻堂青少年会館については、1963 年（昭和 38 年）に地元町内会等からの寄附などにより、現在の場所に建設され、運営を開始しました。

また、設置目的は、藤沢青少年会館が「青少年に学習と活動の場、居場所等を提供する」、辻堂青少年会館が「青少年に健全な余暇活動の場等を提供する」としており、各会館における事業の他、市全体の青少年健全育成に資する事業展開を実施しています。

なお、藤沢青少年会館については、生活文化拠点再整備として機能の集約化を図ることで再整備を進めています。

図表 4-11 青少年会館の施設概要

対象者	青少年、青少年団体、青少年育成団体
利用時間	火曜日～土曜日 午前 9 時～午後 10 時 日曜日・月曜日 午前 9 時～午後 5 時
休館日	第 3 日曜日、年末年始
利用人数	58,769 人（令和 6 年度、2 施設合計）
管理運営	指定管理者
利用料	無料（一般団体利用は施設利用料が必要）

イ 果たすべき機能・役割

誰もが安全で安心して利用できる施設として、その時代にニーズに合わせた青少年の健全育成に資する施設であることが求められます。

現在、家で学習環境が整わない家庭の子どもが落ち着いて勉強できることや気軽に気兼ねなく相談できる機能、体験格差の解消など推進していきます。

ウ 課題

（ア）老朽化等

辻堂青少年会館については、60年以上前の1963年（昭和38年）に建設された建物で、耐震診断では問題ない結果がでていますが、耐用年数を超過している状況です。

また、古い建物であるため、バリアフリー対応などが未対応で対策の必要があります。

（イ）施設の立地

青少年会館は、青少年を利用対象とし、市全域からの利用を想定した施設として設置されている一方、施設自体は設置経過などにもより市南部に偏っています。そのため、市内すべての利用者にとって利用しやすい範囲にあるとは言えない状況です。

エ 運営の考え方

中学生や高校生は学校、部活動、習い事など忙しくゆっくり子ども同士で遊べる時間などが少なくなっています。そうした中で中学生・高校生世代が少しの時間でも自然と来たいくなる施設を目指していきます。

オ 整備の方針

青少年会館は、小学生への事業を実施することに合わせて、地域子どもの家や児童館では居場所となりにくい中学生・高校生世代の居場所としての機能の充実を図る必要があります。そのため、中学生・高校生世代が学校や住居から容易に移動することが可能な区域として、市内をエリアごとに分け、整備の検討を進めます。

また、多様なニーズへの対応を図るため、一つの大きな施設で対応するのではなく、それぞれの青少年会館が特徴を持ち、多様性に対応する施設し、より多くの子どもにとって居心地のよい居場所となるように整備を推進していきます。

（ア）老朽化への対応

辻堂青少年会館については、子どもたちが安全・安心に過ごすため、日常的な点検を実施するほか、計画的な修繕・大規模改修や、設備等の維持補修を実施します。

建物の再整備については、多様なニーズに対応するためには施設が狭小であること、バリアフリーに対応していないこと、トイレが男女一緒であることなど、対応する必要がある事項が多くあり、近隣の公共施設などとの複合化や、敷地に空きが出た場合は再整備について検討を行います。

（イ）多様なニーズへの対応

地域子どもの家、児童館同様に青少年会館が果たしてきた機能・役割に加えて、中学生・高校生世代の居場所の確保、体験格差のない施策、子どもの身近な相談体制、などの社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化など多様なニーズに対応していきます。

少年の森

名称	概要	施設数
少年の森	青少年にさまざまな野外活動の場を提供するための施設。	1 か所

ア 経過

建設から 40 年以上が経った現在でも多くの子ども、青少年団体、市民等に利用されています。一方で施設の老朽化も著しく、建物・設備等の更新時期を迎えており、2023 年度（令和 5 年度）より具体的な施設の再整備について検討を進めています。これまでアンケートやワークショップ、パブリックイベントなどを通じて、市民等からの意見聴取を行い、再整備基本方針や再整備基本構想を策定し、再整備を進めています。

イ 果たすべき機能・役割

少年の森をハブとした本市北部地域の暮らしと魅力向上に寄与できる施設を目指しています。また、子どもから大人まで、事業者や生産者など色々な立場の人が、それぞれの立場や役割を超えて、誰もが教えたり、教わることができる関係を育み、人や自然環境との多様な出会いを通じて、発見・わくわくを感じられるフィールドを目指していきたいと考えています。それらが循環することで新たな創造が生まれ、次の活動や展開の源泉になり、常に進化しつづけることができる施設を目指しています。

ウ 課題

施設の老朽化の他、ナラ枯れの被害や台風等の災害の対策などにより、維持管理経費が増加傾向となっており、財源の確保が必要になります。また社会環境は常に変化していることから、その時々課題やニーズに合わせた柔軟な対応が求められています。

エ 運営の考え方

指定管理者による持続可能な施設運営を目指していることから、自主事業により一定の利益を上げることや有料化する場合の料金収入については、指定管理者のものとする利用料金制を採用することを想定しています。また持続可能な施設運営とするためには、受動的なサービス利用に留まらず、能動的に関わってくれる人などの存在や「決められた計画を守る」ではなく「小さなトライアルを重ねていくこと」や「共に作っていく」ということができるような自由度の高い運営の仕組みが必要です。このような仕組みを構築できるよう、今後の具体的な検討を進めています。

オ 整備の方針

公共施設の運営事業者を先行して決定し、設計段階から施設整備の過程に運営事業者が関与する仕組みである EOI 方式を採用し、運営・維持管理の視点を施設設計に反映します。

○共育計画に掲載されている居場所づくりに関する事業

本計画において、事業の対象、事業のポイントを明確化しました。

※番号は共育計画における掲載番号

177	居場所づくりに関する計画の策定及び推進	青少年課
事業内容	「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」の見直しを行う中で、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、子ども・若者を対象とした居場所づくりに関する計画の策定を行うとともに、その推進を図っていきます。	
取組の方向性	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」や「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の見直し等に関する考え方を意識し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめ、多様な主体との連携による居場所づくりの推進を図ります。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代	
事業ポイント	国の動向や本市の関連計画との整合を図りつつ、第1期子どもの居場所づくり推進計画での評価や課題、子どもの居場所及び居場所づくりにおける現状や課題等を踏まえて、「(仮称)第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を策定します。	

181	子どもの居場所づくりに向けた取組	青少年課 子ども総務課
事業内容	子ども・若者が自己肯定感をもって生活するためには、ありのままの自分を受け入れてもらえる居場所が必要となることから、様々な主体と連携した居場所づくりの取組を推進し、周知していきます。また、居場所の運営を行う多様な主体の情報交換を支援するとともに、子どもの安全・安心な居場所の確保を進めます。最後に、子どもの居場所づくり推進計画に基づき、だれひとり取り残さない、安全・安心な居場所の確保を進めます。	
取組の方向性	これまで、子どもの居場所づくりに向けた取組については、居場所づくりの重要性についての周知啓発事業等を実施しており、引き続き多様な主体と連携して取組を進めていく必要があります。また、居場所の確保にあたっては、子どもの意見を聴きながら、安全、安心を最優先として、公共施設のみならず民間施設を含めて、確保できるよう取組を進めていきます。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	本市の子どもの居場所が「居たい、行きたい、やってみたい」と思える居場所となっていくように、「(仮称)第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、次の二点を重視し、取組を推進します。 1、子どもの意見を尊重した居場所づくり 2、多様な居場所の充実に向けた連携強化	

61	災害時の子どもの居場所づくりの検討	子ども総務課 青少年課
事業内容	被災した子どもの心の負担軽減や回復等を目的として、子どもの遊びの機会提供や学習のためのスペース確保など、災害時における子どもの居場所づくりに関する調査・検討を行います。	
取組の方向性	災害時の子どもの居場所づくりに関して関係団体と意見交換等により実施検討を進めます。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	災害時などの非常時こそ、子どもの声を聴き、子どもの権利を守ることが必要です。こども家庭庁による「災害時のこどもの居場所づくり」手引きを踏まえ、災害時における子どもの居場所支援の在り方について関係課、関係団体と協議し、平時からの備えを含む、本市における災害時の子どもの居場所づくりについて検討します。	

178	少年の森に関する取組	青少年課
事業内容	少年の森は、藤沢市の北部に位置する青少年野外活動施設です。自然豊かで緑あふれる施設内には、アスレチックコースや木製遊具、キャンプ場、宿泊研修施設などが設置され、多くの青少年団体や青少年育成団体、学校、市民に利用されています。現在は指定管理者制度により運営をしており、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」を指定管理者としています。指定管理者が主催するイベントには、田んぼの中で泥遊びをする「どろんこまつり」や「稲作体験」「キャンプファイヤー」「プレーパーク」など小学生を中心に自然を体験できるイベントが開催されています。	
取組の方向性	現在少年の森は再整備を進めており、再整備で目指す方向性を、「今の魅力（自然環境、子どもたちが思い切り遊べる場所）を大切に、周辺住民やファミリー等も気軽に立ち寄れる、利用できる施設に。」と定めています。 また、少年の森でコト・モノ・ヒトと出会い、体験することで、自分だけの「エウレカ」体験を見つけられる施設にすることを再整備コンセプトとして掲げています。 ※エウレカは古代ギリシャの学者アルキメデスが発した感嘆詞で、浴槽に入ると水位が変化し、上昇した分の体積が水中に入った体の体積部分と等しいことを発見した際に、「エウレカ！エウレカ！」と叫び、発見の共有をしようとしたことから、何かを発見したことを喜ぶときに使われます。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	具体的な運営・整備については47ページに記載。	

11	多様なスポーツの推進	スポーツ推進課
事業内容	子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	
取組の方向性	子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	市立小・中学校の校庭、体育館や市内スポーツ施設を活用しスポーツを行う場の提供を進めます。 子どもが参加しやすいイベントを開催するとともに、市HPや関係団体と連携し、子どもへの周知を行います。	

12	インクルーシブスポーツ事業の推進	スポーツ推進課
事業内容	子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。	
取組の方向性	共生社会の実現を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとする中で、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	障がい者スポーツ連絡協議会を通じて、子どもを含めたすべての人が、インクルーシブスポーツとその活動への理解を深めることができるよう、団体への補助や事業周知などの支援を進めます。	

18	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課
事業内容	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。 また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	
取組の方向性	青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	地域子どもの家・児童館については 40～42 ページに記載。青少年会館については 45～46 ページに記載。少年の森については 47 ページに記載。 SL 広場については、藤沢 S L 少年団が、毎月第二日曜日に、保存している蒸気機関車「しおかぜ号」の清掃・整備活動とミニ鉄道運転会を行い、ミニ S L などの体験乗車を行っている。10 月には、S L まつりを開催し、通常のミニ鉄道運転会にくわえて「しおかぜ号」の運転室公開などといったイベントを行い、青少年を含めた誰でも参加することができる、開かれた場所となっている。	

19	青少年健全育成事業	青少年課
事業内容	世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	
取組の方向性	次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	関係機関や諸団体と協働し、世代間・同年代の交流促進や体験機会の提供をすることで、次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出する。また、家庭の経済状況や住む地域によって生まれる体験格差の解消を目指す。	

20	青少年団体・育成団体への活動支援事業	青少年課
事業内容	地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	
取組の方向性	青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	青少年健全育成及び子どもの体験の充実に向けて、青少年団体・青少年育成団体への補助のほか、広報等を含め更なる連携を推進します。	

65	青少年施設における性被害防止の取組（児童クラブ・児童館ガイドライン改定の周知）	青少年課
事業内容	放課後児童クラブや児童館などの青少年施設において、子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう運営事業者へ周知・啓発を促します。	
取組の方向性	子ども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう、定期的に研修・訓練等を実施し、万全な体制を構築します。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、2026年（令和8年）12月に施行予定の「こども性暴力防止法」を踏まえ、運営事業者に従事者の性犯罪前科の確認、周知・啓発活動、研修・訓練等の実施を促します。	

(3) 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所

障がいのある子どもの放課後や長期休暇における居場所や、不登校の状態にある子どもの相談や学習支援を行う居場所などの、場所としての居場所だけでなく、困りごとの相談から始まる人との関係性など、さまざまな視点での居場所を整備し、多様なニーズや背景を持つ子どもたちが自分らしくいることができる居場所の充実に向けた施策を推進します。

○居場所の概要

名称	概要	施設数
子どもの生活支援事業	多様かつ複合的な困難を抱える家庭の子どもを対象に夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場所として、居場所の提供、食事の提供等を行う事業。	2か所
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者自立支援制度の一つで、経済的な理由などから、子どもが勉強する環境を確保することが難しい方への支援を行う事業。	4か所
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う施設。	65 か所
子育て短期支援事業	子育て中の保護者が出産・残業・出張・冠婚葬祭などの理由で、ご家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う事業。	3か所
相談支援教室 (学校教育相談センター善行分室内)	悩みや不安などで学校にいけない小学生・中学生を対象として、カウンセリングやグループ活動などを通して、児童生徒が人と関係を持つ力や自信を取り戻し、学校生活や社会生活に適應できるように支援を行う施設。	1 か所
ユースワーク・ユースサポートふじさわ	仕事のこと、学校のこと、ひきこもりなど社会生活に悩みを抱える若者の自立・就労を支援する事業。	1 か所

○共育計画に掲載されている居場所づくりに関する事業

本計画において、事業の対象、事業のポイントを明確化しました。

※番号は共育計画における掲載番号

74	子どもの生活支援事業	こども家庭センター
事業内容	様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	
取組の方向性	支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	
事業の対象	未就学児・小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	市内2か所の拠点において、多様かつ複合的な困難を抱える子ども等を対象として、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、子どもの声や保護者との面談を通して、養育環境の改善に向けた支援などを行います。	

79	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	地域福祉推進課
事業内容	生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。	
取組の方向性	生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組めます。	
事業の対象	中学生・高校生	
事業のポイント	多様な生活課題や背景を抱える子ども・若者を対象として、子どもや世帯の状況に応じて、関係機関と連携し、学習支援、進学支援、修学支援、登校等支援、生活環境の改善に向けた支援などを行っています。	

96	障がい児支援サービス	こども家庭センター
事業内容	障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、事業所に対して適切な運営の確保と質の向上を図るための支援を行います。	
取組の方向性	適正な支給決定をはじめ、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援センターを中核として事業所との連携等を行いながら障がい児福祉の向上を図ります。	
事業の対象	原則として18歳まで	
事業のポイント	児童福祉法に基づき、放課後等デイサービスなどに通所する障がい児等への支援を行います。利用者のニーズや実績を勘案し、障がい児福祉の向上を目指し、サービスの提供を行います。	

114	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	こども家庭センター
事業内容	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。	
取組の方向性	子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。	
事業の対象	未就学児（2歳以上）・小学生	
事業のポイント	市内3か所の実施施設において、短期間の預かりを行います。支援が必要な家庭にサービスが提供できるように、事業の周知を進めるとともに虐待リスク等の高まりを防ぐため、子どもの声と保護者のニーズを確認しながら適切なサービスの提供を行います。	

157	学習支援事業	教育指導課
事業内容	支援を必要とする児童生徒に対し、授業中や放課後及び長期休業中に個別指導による学習支援を行います。不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を目的に、多様な学びの場の一つとして別室指導などの学習支援を行います。	
取組の方向性	学校において「学習支援員」による授業中や放課後及び長期休業中の学習支援の実施と、学習支援体制の充実を図ります。	
事業の対象	小学生・中学生	
事業のポイント	小学校及び中学校においては、子どもの状況や学校の実情に合わせて、放課後や長期休暇、授業中における学習支援を進めるとともに、中学校では、不登校生徒の居場所の一つとして、授業中に別室での学習支援を進めていきます。	

169	不登校児童生徒対策支援事業	教育指導課
事業内容	不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための魅力ある学校づくりに向けた支援を行います。	
取組の方向性	個々の不登校児童生徒の状況を的確に把握し、必要な支援の充実を図ります。情報交換会を開催し、フリースクールなどの民間施設等関係機関との連携を推進します。 相談支援教室において、個々のニーズに対する適切な支援方法の検討や環境についての整備を行います。	
事業の対象	小学生・中学生	
事業のポイント	相談支援教室において、子どもの状況に応じて、個々のニーズに対する適切な支援方法の検討や環境についての整備を行い、不登校児童生徒への支援が充実するよう努めます。フリースクール等情報交換会を通じて、フリースクールや不登校支援団体等との連携を推進します。	

185	子ども・若者自立支援事業	青少年課
事業内容	子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。	
取組の方向性	青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。	
事業の対象	中学生・高校生世代	
事業のポイント	困難を有する子ども・若者がボランティア活動を通して、人との関係性を作る一歩となるように支援を進めます。	

186	ユースサポート・ユースワークふじさわ	産業労働課 青少年課
事業内容	ニート、ひきこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細かな面談・相談、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。	
取組の方向性	自立・就労に困難を有する若者が一歩踏み出すきっかけを作れるよう、各支援機関（市の関係部課や民間の教育機関・支援機関）と連携するとともに、家族（保護者）セミナーや出張相談等の実施を通して、本人のみならず家族も含めた事業周知に努めます。また、困難を有する若者の自立や就労のために、引き続き各種プログラムを実施するほか、ボランティア体験や就労体験の新規開拓を行うなど、充実した事業内容となるよう努めています。	
事業の対象	中学生・高校生世代	
事業のポイント	困難を抱える原因は多種多様になっているため、子ども・若者一人ひとりの声や状況に合ったきめ細やかな支援体制をとるとともに、就労や次の支援先への移行のためのプログラムや次の支援機関の充実を図り、子ども・若者の自立に向けた支援を進めます。	

オンラインでの子どもの居場所づくり

近年、子どもたちがスマートフォンを携帯し、インターネットや SNS を日常的に利用しているという生活様式に加え、物理的に居場所に行くことが難しい又は抵抗がある子どもたちが一定数いることから、オンラインでの子どもの居場所の重要性が高まっています。

オンラインでのメリットとしては、「地理的な制約がなく、遠方の子どもでも安全に参加できる」「顔を出さずに関わることができ、心理的な安心感が高い」「自分の都合の良い時間帯を選んで利用できる」「日常的に使用しているデジタルスキルを活用できる」等が挙げられます。

オンライン居場所の先行事例の一つとして、神奈川県等とも連携して事業展開している NPO 法人カタリバが運営する「カタリバオンライン for Teens」があります。学校外の学習支援や交流を提供する場として、学習の遅れを取り戻すための個別指導や、スタッフとのフリートーク、イベント参加を通じて、学校や家庭以外での「第三の居場所」としての機能を提供しています。

これらのオンライン居場所は、物理的な居住地に関わらず、藤沢市民も利用することが可能であり、多様なニーズを持つ子どもたちの選択肢を広げる重要な手段となっています。

（４） 官民連携・支援による子どもの居場所

地域で行われる子どもの居場所づくりに関する活動が継続・発展できるよう、資金や活動場所などの支援を通じて、子どもの居場所の質と様々な団体における活動基盤の安定化に向けた事業を推進します。また、子どもの居場所における連携強化にむけて、各地区ごとのネットワークの設立や居場所に関するオンラインプラットフォームの設置に向けた検討を進めるとともに、本計画の「藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」」が民営の居場所も含めて、すべての子どもの居場所づくりに広がっていくように、周知・啓発の取組を進めます。

○居場所の概要

名称	概要	施設数
地域の縁側	住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所です。	37 か所

○計画の目指す方向に向けた居場所づくりを進めるため実施する新規事業

新規 1	子どもの意見を反映した居場所運営の推進	青少年課
事業内容	本市が運営・管理する子どもの居場所については、子どもの意見を聴取し、運営面に意見が反映されるよう取組を推進します。また、民間で運営する居場所においても、子どもの意見を聴取した運営が進められるように、周知啓発を進めます。	
取組の方向性	子どもの自己肯定感、自己有用感向上のため、子どもの意見を聴取し、結果のフィードバックまでを一連の流れとして、よりよい子どもの居場所の運営に取り組みます。	
事業の対象	運営者	
事業のポイント	本市の好事例や他市の先進事例などを子どもの居場所などに共有し、子どもの居場所での意見聴取が実施されるよう、取組を進めます。	

新規2	居場所で表面化する問題への相談体制の検討	青少年課
事業内容	子どもの居場所の運営者が困難を抱える子どもの存在を把握し、支援の必要性を感じたとき、その子どもの状況に応じた専門機関につなげることができるように関係各課と連携し、相談体制の検討を進めます。	
取組の方向性	子どもにとって最善の選択ができるような支援を検討するとともに、専門機関との連携や相談が円滑に進めることができる体制を検討します。	
事業の対象	運営者	
事業のポイント	居場所の運営者の意見を聴取して、運営者が問題を一人で抱え込まないような体制整備を図ります。	

新規3	子どもの居場所に係るネットワークの構築	青少年課
事業内容	子どもの居場所を運営する団体が持続可能な活動基盤を築く支援を進めるため、子どもの居場所に係るネットワークを立ち上げ、団体間の交流や、活動場所や資源を共有できる協働の場を確保、団体間の連携強化を図ります。	
取組の方向性	ネットワークを通じて、多面的な課題を複合的に解決し、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの持続可能な基盤を確立に向けた取組を推進します。	
事業の対象	運営者	
事業のポイント	子どもの居場所を運営する団体同士の連携や協働を見据えて、ネットワークに所属する団体の交流会の開催を検討します。	

新規4	子どもの居場所事業の個所数把握	青少年課
事業内容	市内で実施される子どもの居場所の個所数や特徴を調査・把握し、データベース化を進め、市民や関係機関が子どもの居場所を簡単に把握できるように取組を進めます。	
取組の方向性	すべての子どもが通える範囲に、自分らしくいられる居場所が市全体に広がるように、子どもの居場所の把握に努めます。	
事業の対象	運営者・すべての子ども、大人	
事業のポイント	子どもの居場所に関する情報を集約・発信するため、プラットフォームにより情報の一元化を図り、子どもや保護者などが、居場所の情報を気軽に知ることができる環境づくりを進めます。	

○共育計画に掲載されている居場所づくりに関する事業

本計画において、事業の対象、事業のポイントを明確化しました。

※番号は共育計画における掲載番号

182	地域の縁側等地域づくり活動の推進	地域福祉推進課
事業内容	藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	
取組の方向性	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	学校や家庭、地域団体との連携を図り、子どもが安全・安心に過ごせる環境を整えています。 また、地域の縁側実施団体に対し、運営費補助金を交付し、運転資金のサポートなどの支援を行っており、藤沢市社会福祉協議会を通して実施内容の相談や事業の周知啓発、団体への研修会などを行っています。	

183	愛の輪福祉基金の活用（居場所づくり・担い手支援）	福祉総務課
事業内容	福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。	
取組の方向性	地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行っていきます。	
事業の対象	運営者	
事業のポイント	補助金交付要綱及び要領に基づき、フリースペースや自習室等の子どもの居場所を運営する団体への補助を行っています。	

20	青少年団体・育成団体への活動支援事業（再掲）	青少年課
事業内容	地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	
取組の方向性	青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	青少年健全育成及び子どもの体験の充実に向けて、青少年団体・青少年育成団体への補助のほか、広報等を含め更なる連携を推進します。	

184	空家利活用の推進	住まい暮らし政策課
事業内容	「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。	
取組の方向性	空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	
事業の対象	運営者	
事業のポイント	子どもの居場所等に関わる団体も空家の利活用ができるよう、全国版空家バンク及び空家利活用補助金の制度周知を進めるとともに空家の登録が増えるよう事業の周知や補助金の募集について関係団体等の意見を聴取し、実施していきます。	

86	食支援のための取組	子ども総務課
事業内容	「こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付要綱」に基づき、子ども食堂や地域食堂などの子どもの食支援活動に対する食材等の寄附・受入れや保管、地域団体への配布等を行う拠点運営を支援します。また、市内の子ども食堂の活動について、市民向けの情報配信を行うとともに、子ども食堂を運営する団体との情報交換などを行い、活動を支援します。	
取組の方向性	子ども食堂について、多様な在り方を前提にしている活動となることから、そのメリットがなくなならないよう、団体運営者が主体的に活動できる環境づくりや側面的支援を続けていきます	
事業の対象	運営者	
事業のポイント	藤沢市社会福祉協議会を通じて、ふじさわ子ども食堂・地域食堂ネットワークに参加している子ども食堂等に対して、物資のハブ拠点の提供や広報等の側面的支援を継続して行います。	

87	農福連携による「食材の提供」	地域福祉推進課 農業水産課
事業内容	農家の方々をはじめ、多様な主体からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、藤沢市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。	
取組の方向性	子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、藤沢市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。	
事業の対象	運営者・小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	フードドライブで回収した食料を一般社団法人フードバンクふじさわに提供しています。提供した食料は、子ども食堂・地域食堂ネットワークなどを通して、子ども食堂等に提供され、困窮する世帯の支援や孤独・孤立の解消につなげています。	

222	ミライカナエル活動サポート事業	市民自治推進課
事業内容	暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる公益的な事業を行う市民活動団体を対象に審査選考を行い、補助金又は負担金を交付します。あわせて、団体の活動に対する伴走的な支援や協働コーディネートを行います。	
取組の方向性	事業実施団体の活動の継続性や発展性を重視し、市民活動団体の立ち上げ期から発展期、多様な主体による協働まで三つのコースを設定し、団体の成長段階に応じたサポートやコーディネートを実施することで、市民活動団体への支援の充実を図ります。	
事業の対象	子どもの居場所の運営者を含む市民活動団体	
事業のポイント	暮らしの豊かさの実現や地域課題の解決に取り組む市民活動団体に対し、プレゼンテーション等の審査選考を経て、補助金又は負担金の交付を行っており、子どもの居場所を開設する団体への支援の実績があります。	

11	多様なスポーツの推進（再掲）	スポーツ推進課
事業内容	子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	
取組の方向性	子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	市立小・中学校の校庭、体育館や市内スポーツ施設を活用しスポーツを行う場の提供を進めます。 子どもが参加しやすいイベントを開催するとともに、市HPや関係団体と連携し、子どもへの周知を行います。	

12	インクルーシブスポーツ事業の推進（再掲）	スポーツ推進課
事業内容	子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。	
取組の方向性	共生社会の実現を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとする中で、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代・運営者	
事業のポイント	障がい者スポーツ連絡協議会を通じて、子どもを含めたすべての人が、インクルーシブスポーツとその活動への理解を深めることができるよう、団体への補助や事業周知などの支援を進めます。	

(5) すべての市民が使える施設における子どもの居場所

子どもに限らずすべての市民が利用できる市民センターや図書館、公園、地域市民の家などの場所が、子どもにとっての居場所となるように、子どもを対象とした施設活用や事業を実施します。

子どもたちがより身近な場所で、安心していられる環境づくりを進めるとともに、誰でも使える場所という強みを生かし、多世代交流の場としても機能させ、地域全体での共育の環境を整えます。

○居場所の概要

名称	概要	施設数
市民センター・分館	地域に関する事務や貸室の提供などを行っている施設で、子どもを対象とした生涯学習事業の実施や自習のスペースの開放など、子どもの居場所としても利用されています。	15 か所
地域市民の家	市民が自由に集い、語らい、学ぶことで市民同士の連帯意識をはぐくみ、健康で文化的な近隣社会を形成することを目指した施設で、子どもの居場所を運営する団体等が使用して、居場所としての活用もされています。	41 か所
市民図書館・市民図書室	市民が身近な場所で本に触れることができる施設で、読書を通じた子どもの居場所にもなっています。	15 か所
公園（都市計画公園）	子どもの遊び場だけでなく、地域コミュニティ形成や災害時の一時避難場所などの役割を担うとともに、まとまった緑は利用者に潤いと安らぎを与える空間となっています。	298 か所

○共育計画に掲載されている居場所づくりに関する事業

本計画において、事業の対象、事業のポイントを明確化しました。

※番号は共育計画における掲載番号

7	市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実	生涯学習総務課
事業内容	市民センターにおいて、子どもを対象としたさまざまな体験や交流ができる生涯学習事業や開放事業を実施します。	
取組の方向性	市民センターにおいて子どもを対象とした事業を実施することにより、さまざまな体験や交流の機会を設けるとともに、学習機会の充実や居場所づくりを進めていきます	
事業の対象	小学生・中学生・高校生世代	
事業のポイント	子どもの学習機会の充実や居場所づくりを進めるため、子どもの声を聴いて、子どもが参加しやすい事業や施設開放を実施します。	

15	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館
事業内容	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくれます。また、各市民図書館・市民図書室と連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を担うボランティアを養成します。	
取組の方向性	各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。 ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。	
事業の対象	未就学児・小学生・中学生・高校生世代・子どもに関わる大人	
事業のポイント	市内における子ども読書活動の推進に向けて図書館・図書室の更なる連携を進めます。また、図書館・図書室が子どもにとって身近な居場所（施設）となるために、それぞれの子どもの声や社会情勢に合ったサービスを検討していきます。	

42	公園・広場等の拡大	公園課
事業内容	未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。 ※住区基幹公園 開設済み都市計画公園面積率：81.62%	
取組の方向性	未供用の都市計画公園の整備を進めます。	
事業の対象	すべての子ども、すべての大人	
事業のポイント	都市計画公園のうち、一定の用地取得ができたものから順次整備を進めます。	

43	安全な遊び場を目指した地域との連携	公園課
事業内容	公園の管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。	
取組の方向性	公園等の美化・安全見守り活動を勧奨し、公園愛護会を現状より増加させるとともに活動の活性化を推進します。	
事業の対象	すべての子ども、すべての大人	
事業のポイント	公園愛護会との連携により、公園内の安全な遊び場づくりや美化に向けた取組を推進するとともに、既存団体の活動活性化及び新設団体の増加に努めます。	

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画は、共育計画における施策の方向性との整合を図り、特に子どもの居場所のさらなる充実に向けた個別計画として位置づけられます。

そうした観点から、共育計画の策定や実施状況の点検・評価を担う「藤沢市子ども・子育て会議」において、本計画の進捗管理を行います。

同会議は、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関であり、子育ての当事者や支援者、学識経験者、教育関係者など多様な主体が有する知見を活用することで、本計画の実効性を担保します。

また、子どもの居場所づくりは、福祉、教育、地域活動等の複数の分野にまたがることから、庁内関係部署による横断的な連携体制を強化します。特に、学校施設や放課後の活動に関わる施策については、教育委員会と緊密に連携します。

2 進捗管理

本計画の実施状況及び評価については「藤沢市子ども・子育て会議」において調査・審議し、毎年度点検・評価を実施します。

PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況や整備状況などを点検・評価します。

なお、子どものニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。また、見直しに際しては、子どもの視点に立ち、子どもがどのような居場所を必要としているか等の意見を聴取し、新たな計画に反映させます。

3 計画の指標

共育計画における「目指す姿」に向けて、計画を推進するにあたり、本計画の指標を次のとおり設定し、その改善に向けて取り組むこととします。

国の指針において、子どもにとって居場所とは「自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要である。」と示されていることから、共育計画と連動した指標として「居場所と思える場所があるか」を指標として設定するとともに「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、子どもの意見聴取・権利擁護に関する指標を設定します。また、子どもの居場所における官民・官官連携の強化に向けて「子どもの居場所に関するネットワーク会議の実施回数」を指標として設定し、施策・事業の実施による効果を検証し、本計画の進捗状況を把握します。

図表5-1 計画の指標（案）

分野	指標項目	指標確認方法
居場所の実態	○「居場所と思える場所があるか」の割合	共育計画の見直しに向けた子ども向けアンケート調査
子どもの意見聴取・権利擁護	○「自分の意見が反映されていると感じるか」の割合 ○「自分の権利が守られていると感じるか」の割合	
地域連携	○子どもの居場所に関するネットワーク会議の実施回数	本市担当課が確認

